



投資信託説明書(目論見書)

2009.03

# 新生・UTIインドファンド

追加型投信／海外／株式

設定・運用は



新生インベストメント・マネジメント

\*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書  
[ 交付目論見書 ]  
2009.03

## 新生・UTIインドファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用は  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「新生・UTIインドファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年3月5日に関東財務局長に提出しており、平成21年3月6日にその効力が発生しております。
2. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求があった場合に交付されます。当該請求を行った場合には、投資家自らが当該請求を行った旨を記録しておくようにしてください。なお、当投資信託説明書(交付目論見書)は、投資信託説明書(請求目論見書)を添付しております。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申し込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申し込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

## 記

### ◎当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあり、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。投資対象国である新興国への投資は、先進国と比較して、相対的に高いリスクがあります。また、実質的に外貨建資産に投資をしておりますので、為替変動により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク(株価変動リスク)」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「信用リスク」等があります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

### ◎当ファンドに係る手数料等について

#### ●申込時に直接ご負担いただく費用

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して上限 3.675%(税抜 3.5%)

#### ●解約時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保金 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

#### ●投資信託の保有期間中にご負担いただく費用

- ・信託報酬 信託財産の純資産総額に対して年率 1.197%(税抜 1.14%)
- ・投資対象ファンドの運用報酬 年率 0.7%

実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
-------------------------

年 1.897%程度
------------

#### ●その他費用

有価証券の売買に係る売買委託手数料、ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、外貨建資産の保管等に要する費用、ファンドに係る監査費用等

その他費用(投資対象ファンドにおいて発生する費用等を含みます。)については、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

## 交付目論見書 目次

ファンドの概要	①
第一部 【証券情報】	1 頁
(1) 【ファンドの名称】	(7) 【申込期間】
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	(8) 【申込取扱場所】
(3) 【発行（売出）価額の総額】	(9) 【払込期日】
(4) 【発行（売出）価格】	(10) 【払込取扱場所】
(5) 【申込手数料】	(11) 【振替機関に関する事項】
(6) 【申込単位】	(12) 【その他】
第二部 【ファンド情報】	4 頁
第1 【ファンドの状況】	4 頁
1 【ファンドの性格】	4 頁
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】	(2) 【ファンドの仕組み】
2 【投資方針】	11 頁
(1) 【投資方針】	(4) 【分配方針】
(2) 【投資対象】	(5) 【投資制限】
(3) 【運用体制】	
3 【投資リスク】	18 頁
4 【手数料等及び税金】	21 頁
(1) 【申込手数料】	(4) 【その他の手数料等】
(2) 【換金（解約）手数料】	(5) 【課税上の取扱い】
(3) 【信託報酬等】	
5 【運用状況】	26 頁
(1) 【投資状況】	(3) 【運用実績】
(2) 【投資資産】	
6 【手続等の概要】	29 頁
7 【管理及び運営の概要】	33 頁
第2 【財務ハイライト情報】	37 頁
1 【貸借対照表】	37 頁
2 【損益及び剰余金計算書】	38 頁
第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】	40 頁
第4 【ファンドの詳細情報の項目】	42 頁
信託約款	44 頁
信託用語集	54 頁

## ファンドの概要

### 新生・UTIインドファンド

※お申し込みの際には、掲載の投資信託説明書(交付目論見書)記載内容を良くお読みいただき、当ファンドの内容・手数料等・リスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の判断でお申し込みください。

ファンドの目的および基本的性格について	
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
ファンドの目的	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。 <モーリシャス籍の円建て外国投資法人> 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券 <証券投資信託> 「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券
主な投資制限	①投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。 ②同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ⑤外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
信託期間	原則として、無期限とします。 ただし、投資信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。 なお、該当日が休業日の場合は翌営業日です。
収益分配	毎決算時に、委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。  「一般コース」 原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。  「自動けいぞく投資コース」 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。

取得申込手続きについて	
申込方法	<p>販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。</p> <p>収益分配金の受取方法によって</p> <p>「一般コース」</p> <p>「自動けいぞく投資コース」</p> <p>の2通りがあります。</p> <p>なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
受付時間	<p>原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所※が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。</p> <p>※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。</p>
受付不可日	<p>販売会社の営業日であっても、取得お申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付を行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● モーリシャスの銀行休業日</li> <li>● インドのムンバイ証券取引所の休業日</li> <li>● インドのナショナル証券取引所の休業日</li> </ul>
受付場所	販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。
申込価額	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>なお、基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。</p>
申込単位	お申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。
取得申込の受付の中止・既に受付けた取得申込の受付の取消	<p>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。</p>

\*当ファンドについては、販売会社または下記の連絡先までお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社 (委託会社)

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00 (半休日となる場合 9:00~12:00)

換金(解約)手続きについて	
受付時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
受付不可日	販売会社の営業日であっても、換金請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、換金の請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● モーリシャスの銀行休業日</li> <li>● インドのムンバイ証券取引所の休業日</li> <li>● インドのナショナル証券取引所の休業日</li> </ul>
支払開始日	原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。  ※ 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)
換金単位	販売会社が定める単位をもって換金できます。 ※ 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
お手持額	個人の投資家の場合、1口当りのお手持額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。  ※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。
換金申込の受付の中止・既に受付けた換金申込の受付の取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。



**当ファンドにおいてご負担いただきます手数料等**

申込手数料 お申込手数料につきましては、3.675% (税抜 3.50%) を上限として販売会社が定めるものとします。  
 ※詳しくは、販売会社ないしは委託会社にお問い合わせください。

信託報酬等 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年 1.197% (税抜 1.14%) の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

※信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.197%	0.4095%	0.735%	0.0525%
(1.14%)	(0.39%)	(0.70%)	(0.05%)

※投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年 1.897% 程度です。

その他の手数料等 ①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

③ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

※手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

換金(解約)手数料 ①換金(解約)手数料  
換金(解約)手数料はかかりません。

②信託財産留保額  
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

**投資先ファンドにおいてご負担いただきます手数料等**

	当ファンドが投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A (以下「投資先ファンド」といいます。)における手数料等				
申込手数料	申込手数料はかかりません。				
換金(解約)手数料	換金(解約)手数料はかかりません。				
運用報酬 <参考>	<table border="1"> <tr> <td>運用報酬 (年率)</td> <td>純資産の 0.70%</td> </tr> </table> <p>当ファンドの信託報酬に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保金等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬率は変動いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値</td> </tr> <tr> <td>年 1.897% 程度</td> </tr> </table>	運用報酬 (年率)	純資産の 0.70%	全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値	年 1.897% 程度
運用報酬 (年率)	純資産の 0.70%				
全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値					
年 1.897% 程度					
その他の 手数料等	<p>①管理事務代行会社報酬(年率)</p> <table border="1"> <tr> <td>管理事務代行会社報酬</td> <td>投資先ファンドの純資産の 0.07%</td> </tr> </table> <p>②保管会社報酬(年率)</p> <table border="1"> <tr> <td>保管会社報酬</td> <td>投資先ファンドの純資産の 0.03%</td> </tr> </table> <p>③弁護士費用等の設定費用として約 74,900 米ドル※ (※ 当初5年間で償却 年額約 14,980 米ドル)</p> <p>④その他の費用 ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 等</p> <p>※その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。</p>	管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.07%	保管会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.03%
管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.07%				
保管会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.03%				
<参考>	●新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬、申込手数料、換金手数料等はありません。				

## 主なリスクと留意点

### 主なリスクと留意点

当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

#### ①価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

#### ②為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建の評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低い場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

## 主なリスクと留意点

### 主なリスクと留意点

#### ③カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

#### ④信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

#### ⑤その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

## 主なリスクと留意点

### 主なリスクと 留意点

- 3) 当ファンドの基準価額は、組み入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

新生・UTIインドファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託・受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・格付は取得していません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。)は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*1</sup>とします。

午後3時(わが国の金融商品取引所<sup>\*2</sup>の半休日の場合は午前11時)までに、取得申込が行われかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申し込み分とします。

※1 「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※2 「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。(以下同じ。)

- ・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00 (半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ② 「自動けいぞく投資コース」でお申し込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成 21 年3月6日から平成 22 年3月 10 日とします。

平成 22 年3月 11 日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所である「販売会社」については(4)に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額は、お申し込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、(4)に記載される委託会社の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① お申し込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申し込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には手数料はかかりません。

お申し込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ② 取得申込不可日

継続申込期間中は、販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記に該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

## ③ 取得申込の受付の中止、既に受付た取得申込の受付の取り消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

## ④ 日本以外の地域における発行は行いません。

## ⑤ 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)

### ◆ 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### ② ファンドの基本的性格

追加型証券投資信託、ファンド・オブ・ファンズです。

※ 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

(注) 当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなります。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ( )
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### <商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含、日本)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ( )
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))・・・目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものを行います。)を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし・・・目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧が可能です。

### ③ 信託金限度額

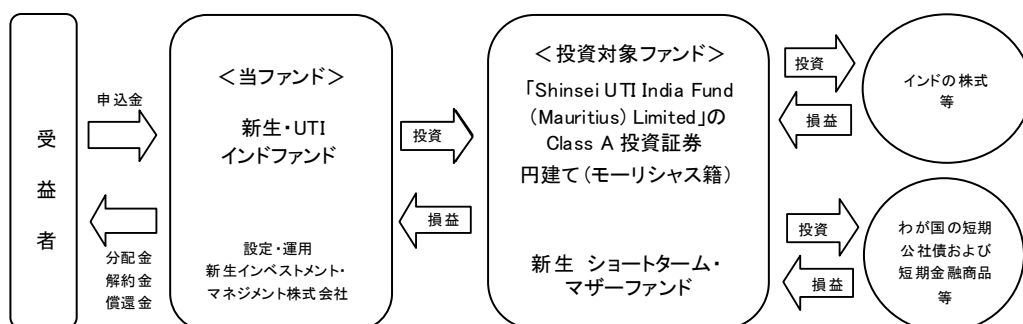
委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。  
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

### ④ ファンドの特色

1

当ファンドは、主として外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A投資証券に投資し、一部国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

#### <ファンドの仕組み>



- ✓ 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A投資証券への投資割合を高位とすることを基本とします。
- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A投資証券の投資資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ✓ 「新生 ショートターム・マザーファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

※ 資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

## 2

当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券は、主としてインドの証券取引所に上場する株式を実質的な投資対象とし、直接投資に加えて預託証券\*を用いた投資等を行うことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。

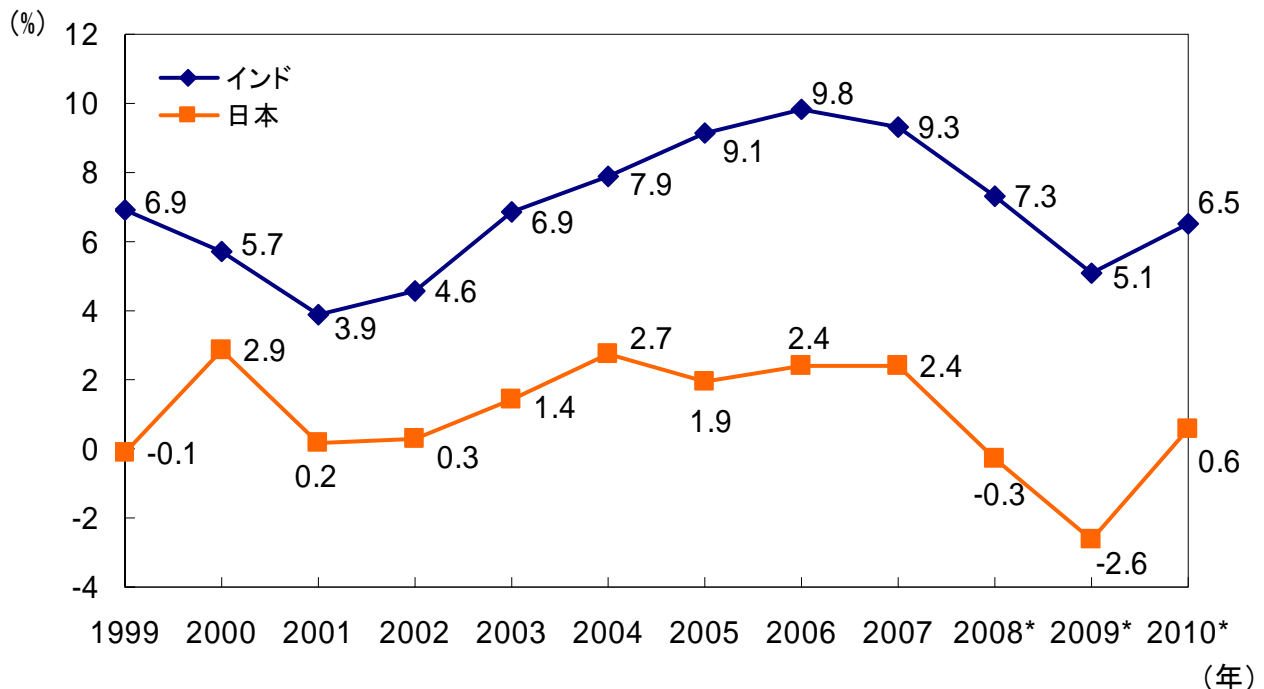
\*企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式同様に金融商品取引所等で取引されています。

### インドの概況

- ✓ インドの2007年人口は約11億6,900万人。中国に続いて世界第2位の人口大国です。
- ✓ 国土面積は日本の約9倍、3,287,590km<sup>2</sup>に及びます。
- ✓ 主要産業は綿花・石炭等の一次産業が主。近年の経済化により自動車産業やIT産業（IT：情報技術の略）も発展しています。
- ✓ 2007年の国内総生産は1兆1,007億米ドル、実質経済成長率は9.3%。

（出所：世界各国経済情報ファイル2007、IMF（国際通貨基金）2008年10月現在）

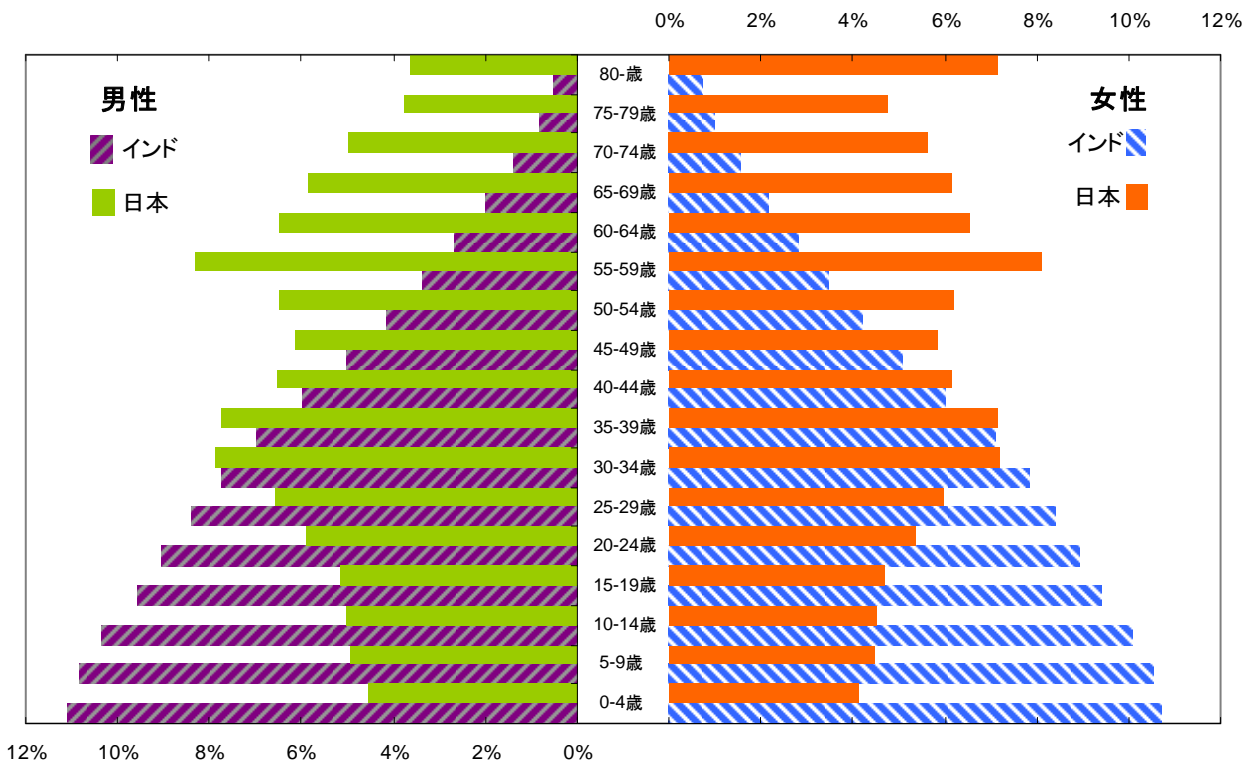
＜インド・日本の実質経済成長率推移＞



出所：1999年～2006年はIMF（国際通貨基金）2008年10月現在。2007年～2010年は2009年1月現在、\*2008年～2010年は2009年1月現在のIMF（国際通貨基金）予測値をもとに新生インベストメント・マネジメント株式会社にて作成。

- ✓ インドの2007年の実質経済成長率は9.3%。2009年1月にIMF（国際通貨基金）が発表したインドの予想実質経済成長率は2008年は7.3%、2009年は5.1%、2010年は6.5%です。

<インド・日本人口構成比率(2007年)>



出所:IMF(国際通貨基金)2008年10月現在、U.S.Census Bureau

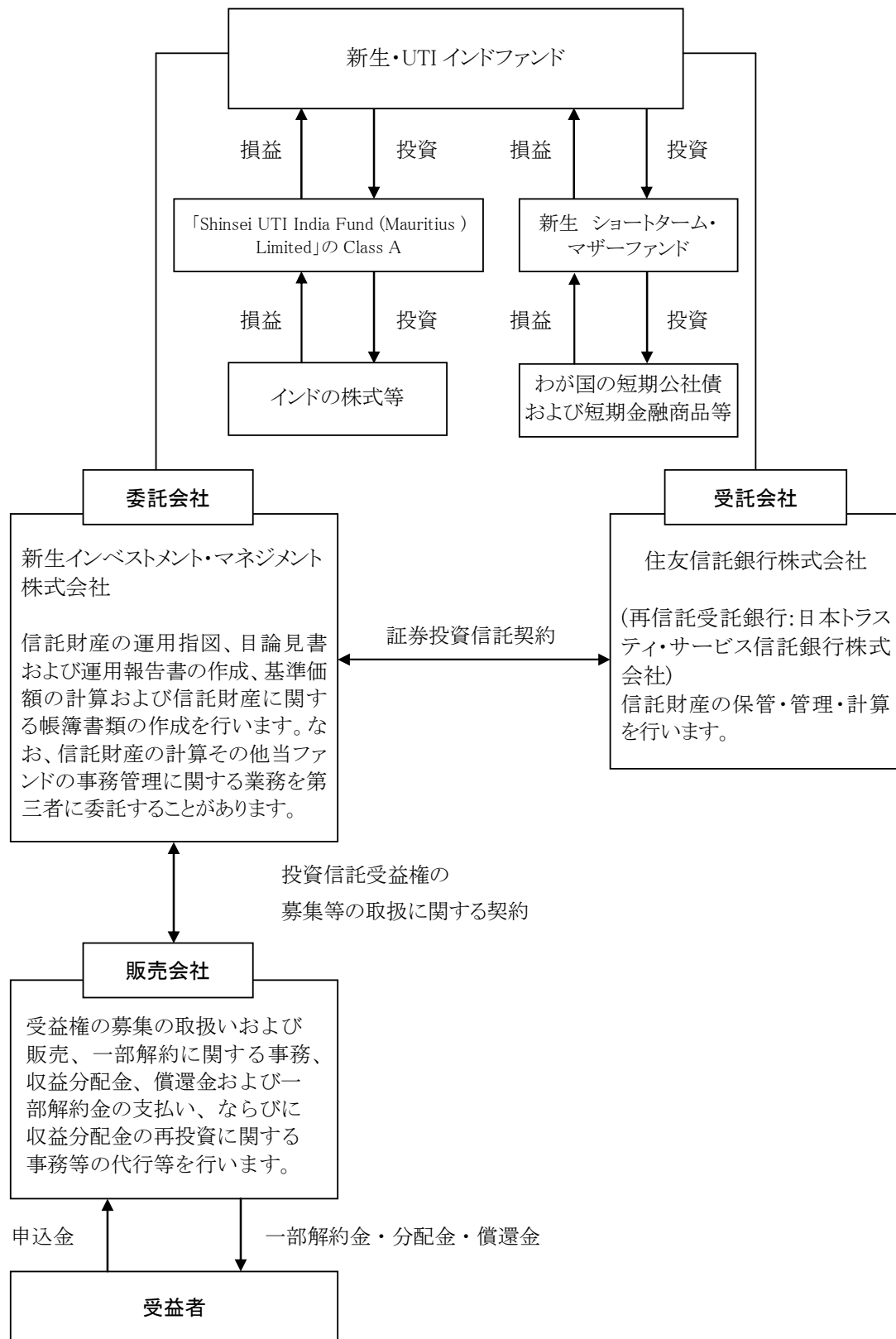
- ✓ インドの2007年の人口は約11億6,900万人で中国に続いて世界第2位です。
- ✓ 今後、日本等の先進国は高齢社会を迎え成長率の鈍化が懸念される一方、インドは経済成長の原動力となる労働世代(15歳~64歳)割合の増加が見込まれています。
- ✓ 労働世代の割合が高い国は、消費の活性化を伴い実質経済成長を押し上げる役割を果たしていると言われています。

### 3 UTIグループによる運用

- ✓ 当ファンドの投資対象ファンドである「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A投資証券は、インド国内大手の運用会社であるUTIグループが運用します。
- ✓ UTIグループは、1963年にインドで最初に設立されるなど、40年以上の歴史を持つインド国内最古の投信会社です。
- ✓ UTIグループは、マクロ分析やセクター分析等を行うトップダウン・アプローチと個別銘柄の調査等を行うボトムアップ・アプローチを併用して運用を行っています。

(2)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



## ② 契約等の概要

### 1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と受託会社(住友信託銀行株式会社)との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

### 2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社(新生インベストメント・マネジメント株式会社)と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引き受けることを定めた契約です。

## ③ 委託会社の概要

### 1) 資本金

4億9,500万円(平成21年1月末日現在)

### 2) 沿革

平成13年12月17日:新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年2月13日:「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年3月12日:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可

平成19年9月30日:証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

### 3) 大株主の状況

(平成21年1月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式(株)	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区 内幸町二丁目1番8号	9,900	100

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ① 主として、モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を投資対象とします。

\*当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組み入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。

- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形(上記 1)に掲げるものに該当するものを除きます。)

次に掲げる特定資産以外の資産

- 1) 為替手形

#### ② 運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)



- 2) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)
- ③ 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形

<投資対象投資信託証券の概要>

1) 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A投資証券

ファンド名	「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A投資証券	
形態	モーリシャス籍の円建て外国投資法人	
運用の基本方針	成長性の高いインド株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。	
主な投資対象	ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式等を主要投資対象とします。 ただし、直接投資に加えて、預託証券*を用いた投資も行うことがあります。	
ファンドの関係法人	運用会社	UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited
	運用助言者	UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED
	管理会社	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited
ファンドの特徴	1. 主として、ムンバイ証券取引所またはナショナル証券取引所に上場する株式に投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざした運用を行います。 2. マクロ経済や、セクター見通しの分析によるトップダウン・アプローチ、個別企業の予想 PERなどの定量分析や、成長性などの定性分析によるボトムアップ・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。 3. 運用会社であるUTI Investment Management Company (Mauritius) Limitedは、UTI ASSET MANAGEMENT COMPANY LIMITED からの投資助言をもとに運用を行います。 * 当ファンドは純資産総額の10%を超えて借入を行いません。	
手数料等	申込手数料	申込手数料はかかりません。
	運用報酬および管理報酬等	年率0.8%(上限) (注)
決算日	毎年3月31日	

\* 預託証券とは、企業の株式を海外でも流通させるために、企業の株式を現地の銀行等に預託し、預託を受けた現地の銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

(注) 運用報酬や管理費等については、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託(マザーファンド)
運用の基本方針	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利益等収益の確保を図ります。
主な投資制限	① 外貨建て資産への投資は行いません。 ② 有価証券先物取引等を行うことができます。 ③ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日(水)
信託期間	無期限とします。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	申込手数料はかかりません。
信託報酬	信託報酬はかかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

### (3) 【運用体制】

#### ① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項及び関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (8名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・ 当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・ 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

※なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

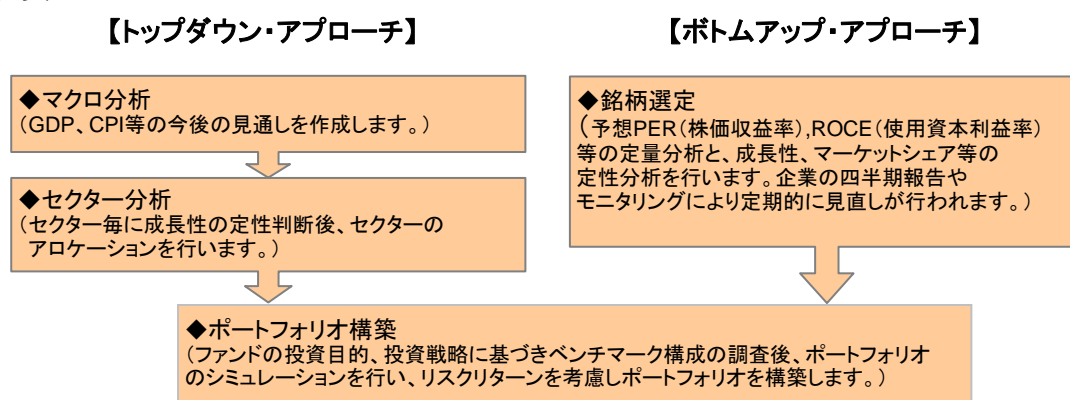
※上記体制は平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

② UTIアセットマネジメント社

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています。  
 (人員は2008年12月末日現在)

証券リサーチ部門	8名
ファンドマネジメント部門	24名
ポートフォリオマネジメント部門	19名
リスク管理部門	4名
コンプライアンス部門	5名

投資プロセス



・UTIグループにおける投資の意思決定プロセスは、トップダウンとボトムアップを組み合わせたアプローチを採用しています。トップダウン・アプローチでは、リサーチ・チームによるインド経済を主としたマクロ分析と各セクターの成長性などを基にしたセクター分析を経て、セクターのアロケーションを決定します。一方、ボトムアップ・アプローチでは、銘柄リサーチ・チームが予想PERなどの定量分析およびマーケットシェアなどの定性分析から約500社の投資ユニバースを決定します。なお、この投資ユニバースは企業の四半期決算を基に定期的に見直されます。双方向のアプローチを基にファンドマネージャーはファンドの投資目的、投資戦略、投資リスクなどを勘案してポートフォリオの構築を行います。

※上記体制は平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

###### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

###### 2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

###### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

###### 「一般コース」

原則として決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。支払いは販売会社において行います。

###### 「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(注)収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。

## (5)【投資制限】

### 投資信託約款に基づく投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ⑦ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ⑧ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組み入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

#### ① 価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

#### ② 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建の評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

#### ③ カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

#### ④信用リスク

当ファンドは、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

#### ⑤その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取り消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組み入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。



## (2) 投資リスクに対する管理体制

### ① 新生インベストメント・マネジメント株式会社

#### 1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組 織	役 割・機 能
運用部	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li><li>・投資ファンド及び投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li></ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"><li>・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li><li>・法令及び信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li></ul>

#### 2) コンプライアンス体制

管理部(コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。)は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

### ② UTI アセットマネジメント社

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

※上記体制は平成21年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額)(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

- ② 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

##### (2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はかかりません。

- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額のことをいいます。

##### (3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.197%(税抜1.14%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

- ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.197%	0.4095%	0.735%	0.0525%
(1.14%)	(0.39%)	(0.70%)	(0.05%)

※投資先ファンドの運用報酬(年率0.70%)を加えた、実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年1.897%程度です。

- ③ 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。
- ④ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

※ その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

※ 手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《参考》

当ファンドが投資対象とするモーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A(以下「投資先ファンド」といいます。)に係る手数料等

- (1) 申込手数料 申込手数料はかかりません。
- (2) 換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はかかりません。
- (3) 運用報酬等

運用報酬 (年率)	投資先ファンドの純資産の 0.70%
-----------	--------------------

なお、当ファンドの信託報酬(年率 1.197%)に、投資先ファンドの運用報酬(年率 0.70%)を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入れ状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬率は変動いたします。

全体としての実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値
年 1.897% 程度

(4) その他の手数料等

①管理事務代行会社報酬(年率)

管理事務代行会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.07%
------------	--------------------

②保管会社報酬(年率)

保管会社報酬	投資先ファンドの純資産の 0.03%
--------	--------------------

③弁護士費用等の設定費用として約 74,900 米ドル\*

(※ 当初5年間で償却 年額約 14,980 米ドル)

④その他の費用

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査報酬、弁護士報酬、法務費用等および資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 等

※ その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

新生 ショートターム・マザーファンドの信託報酬等  
信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

〈普通分配金と特別分配金〉

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

- (1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- (2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当りの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
- (3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

〈個別元本〉

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

- (1) 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当りの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## 《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

### ＜個人投資家の場合＞

#### (1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の源泉徴収税率が適用となります。

しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年分の普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（同一支払者からの年間支払金額が1万円以下のものは除外されます）までは、10%（所得税7%および地方税3%）の源泉徴収税率が適用され、申告不要の特例があります。ただし、上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については確定申告が必要となります。この場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができ、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

#### (2) 一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の利益（譲渡益）については、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。特定口座（源泉徴収口座）を利用した場合には10%の税率による源泉徴収が行われ、確定申告が不要です。しかし、特定口座（源泉徴収口座）を利用している場合でも、500万円を超える場合は確定申告が必要となり、その超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。また、平成21年1月1日以降は、一部解約時および償還時に発生した譲渡損益を確定申告することにより、他の上場株式等の譲渡損益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

なお、平成23年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

### ＜法人投資家の場合＞

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）、平成21年4月1日以降は15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

以下は平成 21 年1月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	14,553,514,050	94.83
親投資信託受益証券	日本	404,075,240	2.63
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	390,015,452	2.54
合計(純資産総額)		15,347,604,742	100.00

### (2)【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### 1) 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
モーリシャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A	42,042,749.754	373.72	15,712,216,438	346.1599	14,553,514,050	94.83
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	399,362,760	1.0111	403,795,686	1.0118	404,075,240	2.63

##### 2) 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資証券	—	94.83
親投資信託受益証券	—	2.63
合計		97.46

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

平成21年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定時（平成18年12月27日）	11,921	—	1.0000	—
第1期計算期間末 （平成19年12月10日）	56,299	59,602	1.3635	1.4435
第2期計算期間末 （平成20年12月10日）	16,555	—	0.3565	—
平成20年1月末日	48,779	—	1.1556	—
平成20年2月末日	48,604	—	1.1291	—
平成20年3月末日	40,084	—	0.9452	—
平成20年4月末日	46,873	—	1.0457	—
平成20年5月末日	44,235	—	0.9380	—
平成20年6月末日	39,341	—	0.8214	—
平成20年7月末日	40,748	—	0.8476	—
平成20年8月末日	39,847	—	0.8245	—
平成20年9月末日	30,980	—	0.6540	—
平成20年10月末日	18,053	—	0.3927	—
平成20年11月末日	16,638	—	0.3603	—
平成20年12月末日	17,145	—	0.3699	—
平成21年1月末日	15,347	—	0.3310	—

\* 純資産総額（百万円）は単位未満を切り捨てて表示しています。

#### ②【分配の推移】

期間	1口当りの分配金(円)
第1期計算期間 （平成18年12月27日より平成19年12月10日）	0.0800
第2期計算期間 （平成19年12月11日より平成20年12月10日）	—

#### ③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間 （平成18年12月27日より平成19年12月10日）	44.4
第2期計算期間 （平成19年12月11日より平成20年12月10日）	△73.9

(注1) 各計算期間の収益率とは、計算期間末の基準価額(分配金付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(注2) 収益率は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。



(参考)

「新生ショートターム・マザーファンド」の平成 21 年 1 月末日現在の運用状況であります。  
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	629,847,130	99.92
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	517,518	0.08
合計(純資産総額)		630,364,648	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

1) 評価額上位銘柄明細

国／地域	銘柄名	種類別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	政府短期証券 第 550 回	国債 証券	— 2009年2月16日	350,000,000	99.91	349,703,900	99.9921	349,972,350	55.52
日本	政府短期証券 第 554 回	国債 証券	— 2009年3月9日	40,000,000	99.88	39,955,400	99.9778	39,991,120	6.34
日本	政府短期証券 第 559 回	国債 証券	— 2009年3月27日	100,000,000	99.91	99,913,400	99.9657	99,965,700	15.86
日本	政府短期証券 第 563 回	国債 証券	— 2009年4月20日	140,000,000	99.94	139,925,800	99.9414	139,917,960	22.20

2) 種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	99.92
合計		99.92

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込(販売)手続等

#### ① 取得申込手続

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。

2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### ② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

#### ③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

#### ④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申し込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」

- ・お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

⑥ 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合に手数料はかかりません。

⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申し込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申し込みの受付を取り消すことができます。

## (2) 換金(解約) 手続等

### ① 換金の請求

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。

2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### ② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

### ③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額<sup>\*</sup>(当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に 0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

### ⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額<sup>\*1</sup>から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本<sup>\*2</sup>を超過した額に対し 10%<sup>\*3</sup>)を差し引いた金額となります。

※1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 個人投資家の場合は、平成21年1月1日以降 10%(所得税7%および地方税3%)の軽減税率は廃止され、原則として20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用となります。しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。

法人投資家の場合は、平成21年4月1日以降 7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率が、15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。)に変更されます。

- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

詳しくは、前記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて」をご参照ください。

#### ⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

#### ⑧ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

#### ① 資産の評価

##### 1) 基準価額の算定

イ) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ロ) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

##### 2) ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

イ) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。

ロ) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

ハ) 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

ニ) 予約為替は、原則として、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### 3) 基準価額の算出頻度と公表

イ) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

ロ) 基準価額につきましては、販売会社ないしは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00～17:00(半休日となる場合は9:00～12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

#### ② 保管

該当事項はありません。

③ 信託期間

原則として、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

④ 計算期間

毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

⑤ その他

1) 信託の終了(繰上償還)

イ) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ) 委託者は、前記イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ) 前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ) 前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の信託契約の解約をしません。

ホ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ) 前記ハ)から前記ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ト) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

チ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

リ) 前記チ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記、2)信託約款の変更の

ニ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

ヌ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、後記、2)信託約款の変更のイ)からホ)の規定にしたがい新受託者を選任します。

ル)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2) 信託約款の変更

イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ)委託者は、前記イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ)前記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ)前記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ)の信託約款の変更をしません。

ホ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ヘ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記イ)からホ)の規定にしたがいます。

## 3) 異議の申立て

イ)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

ロ)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

ハ)1)信託の終了(繰上償還)のイ)に規定する信託契約の解約または2)信託約款の変更の規定する信託約款の変更を行う場合において、1)信託の終了(繰上償還)のハ)または2)信託約款の変更のハ)の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。



す。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、1)信託終了(繰上償還)のロ)または2)信託約款の変更のロ)に規定する公告または書面に付記します。

#### 4)公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 5)償還金について

イ)償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までに支払いを開始いたします。)から受益者に支払われます。

ロ)償還金の支払いは、販売会社において行われます。

#### 6)運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託に係る知られたる受益者に交付します。

#### 7)関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### (2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ① 収益分配金・償還金受領権
- ② 解約請求権
- ③ 帳簿閲覧権

## 第2【財務ハイライト情報】

- (1) 下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

### 新生・UTI インドファンド 財務諸表

#### 1【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (平成 19 年 12 月 10 日現在)	第2期 (平成 20 年 12 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,162,111,831	581,172,342
投資証券	54,925,737,752	15,809,697,349
親投資信託受益証券	401,479,382	403,795,686
未収利息	52,328	3,184
流動資産合計	60,489,381,293	16,794,668,561
資産合計	60,489,381,293	16,794,668,561
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,303,245,089	-
未払解約金	397,940,693	44,720,305
未払受託者報酬	20,984,758	8,502,729
未払委託者報酬	457,467,566	185,359,383
その他未払費用	10,453,795	524,844
流動負債合計	4,190,091,901	239,107,261
負債合計	4,190,091,901	239,107,261
純資産の部		
元本等		
元本	41,290,563,613	46,433,246,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15,008,725,779	△29,877,685,592
純資産合計	56,299,289,392	16,555,561,300
負債純資産合計	60,489,381,293	16,794,668,561

## 2【損益及び剰余金計算書】

単位:円

	第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
営業収益		
受取利息	1,871,155	2,662,432
有価証券売買等損益	19,395,217,134	△45,363,724,099
営業収益合計	19,397,088,289	△45,361,061,667
営業費用		
受託者報酬	20,984,758	21,039,662
委託者報酬	457,467,566	458,664,389
その他費用	10,800,576	1,049,688
営業費用合計	489,252,900	480,753,739
営業利益又は営業損失(△)	18,907,835,389	△45,841,815,406
経常利益又は経常損失(△)	18,907,835,389	△45,841,815,406
当期純利益又は当期純損失(△)	18,907,835,389	△45,841,815,406
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,842,603,624	△4,232,032,018
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-	15,008,725,779
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,446,689,019	217,334,020
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,446,689,019	217,334,020
剰余金減少額又は欠損金増加額	199,949,916	3,493,962,003
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	199,949,916	3,493,962,003
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,303,245,089	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15,008,725,779	△29,877,685,592

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評 価しております。時価評価にあつ ては、計算期間末日に知りうる直近 の日の基準価額に基づいて評価し ております。	(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価にあ つては、計算期間末日に知りう る直近の日の基準価額に基づい て評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価にあ つては、計算期間末日における 親投資信託受益証券の基準価額 に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成の ための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則とし て、毎年12月11日から翌年12月 10日までとしておりますが、第1期計 算期間は期首が設定日のため平成 18年12月27日から平成19年12 月10日までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、平成 19年12月11日から平成20年12 月10日までとなっております。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 譲渡制限の内容

①譲渡制限はありません。

②受益権の譲渡

1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2) 上記1)の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3) 上記1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

##### 第1 ファンドの沿革

##### 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 換金(解約)手続等

##### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

##### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況  
純資産額計算書

##### 第5 設定及び解約の実績

新生・UTIインドファンド  
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社



## 追加型証券投資信託 新生・UTIインドファンド 運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

投資信託証券(投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。)を主な投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)及び証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)を主な投資対象とします。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券については、見直しを行うことがあります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を変更したりする場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマースャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、

制約されることがあります。

### 3. 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

#### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

#### ② 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

#### ③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

## 追加型証券投資信託 新生・UTIインドファンド 約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

### (信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」といいます。)第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### (信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金11,921,486,833円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金一兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応

じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については11,921,486,833口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。))及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他や

むを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がモーリシャスの銀行の休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいはインドのナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、第1項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。ただし、第40条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、

この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 <削除>

第15条 <削除>

第16条 <削除>

- 第17条 <削除>  
第18条 <削除>  
第19条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)

②次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、主として次の第1号の外国投資法人の投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに次の第3号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」のClass A投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
2. 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等(社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。))第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン

#### 4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(兼営法にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

② 前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格(気配値等を含みます。)等の適正な価格による取引であること
  2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること
  3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること
- ③ 前2項の取扱いは、第25条、第30条、第31条および第32条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該

財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年12月10日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、第34条第2項に規定する信託報酬支弁と同一の時期に信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金(第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価



額等に応じて計算されるものとします。

#### 第41条 <削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第40条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第44条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、モーリシャスの銀行休業日、インドのムンバイ証券取引所の休業日、あるいはナショナル証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となる

ことが確実なこの信託の受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、

原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書

面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられ



た受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

信託契約締結日 平成18年12月27日

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号  
委託者 新生インベストメント・マネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
受託者 住友信託銀行株式会社

【信託用語集】

運用報告書	投資信託の運用期間中の運用実績や経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などについて一定期間ごとに投資信託委託会社により作成され、取扱い販売会社を通じて投資家に交付される報告書です。
会社型投資信託	投資信託自体が投資を目的とした投資法人（株式会社）を設立し、投資証券（株券）を発行して投資主（株主）を募集します。投資証券を購入した投資主が、その会社の投資運用による収益等の分配を受ける形態の投資信託です。
解約	投資家が販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に対して信託契約の解除を請求する換金方法で、直接解約請求ともよべれます。
解約価額	投資信託を解約する際の税引き前の価額です。信託財産留保額がある場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額になります。
為替ヘッジ	将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことで、保有する外貨建て資産の為替変動に係るリスクを回避することをいいます。
基準価額	投資信託の時価を表すものです。基準価額は、その日の投資信託の純資産総額を受益権総口数で割って計算され、日々変動します。なお、当初1口が1円で始まる投資信託は1万口当たりの価額で表示することが一般的です。
繰上げ償還	信託約款に定められた信託期間（運用期間）の満了日前に投資信託が償還されることを繰上げ償還といいます。
個別元本	受益者毎の投資信託取得時の単価をいい（申込手数料（税込）は含まれません。）、複数回取得した場合は、追加取得のつど、取得口数に応じて加重平均されます。
収益分配	投資信託の決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。追加型株式投資信託では、課税扱いとなる普通分配金と、「元本の一部払戻しに相当する部分」として非課税扱いとなる特別分配金があります。
受益証券	契約型投資信託において受益権を表わす証券のことです。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額から負債金額を控除したものをいいます。
償還	投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。
信託期間	各投資信託ごとに定められた投資信託の運用期間をいいます。有期限のものと期間の定めのない無期限のものがあります。
信託財産	投資信託として運用される資産のことをいいます。信託財産は受託会社により保管・管理されます。

## 【信託用語集】

信託財産留保額	投資信託を中途解約する投資家から徴収する一定の金額で、信託財産に繰り入れます。これにより、引続き投資を続ける投資家との公平性の確保を図っています。
信託報酬	投資家が、投資信託の運用・管理にかかる費用として信託財産の中から日々間接的に負担する費用です。信託報酬は委託者（投資信託会社）・受託者（信託銀行）・販売会社の業務に対する対価として支払われます。
信託約款	契約型投資信託において投資信託委託会社と受託会社との間に締結され、信託契約が記されています。
投資信託証券	一般に、投資信託証券とは、契約型の投資信託（投資信託または外国投資信託）の受益証券や会社型の投資信託（投資法人および外国投資法人）の投資証券をいいます。
投資信託説明書 （目論見書）	投資信託の募集・販売の際に用いられる当該投資信託の募集要項や費用、運用に係る内容等を記載した説明書のことです。金融商品取引法では、投資信託会社に対し作成義務、販売会社に対し交付義務を課し投資家の投資判断材料として提供されることになっています。目論見書ともいいます。
トップダウン・アプローチ	経済・金利・為替などのマクロ的な投資環境の予測から、資産配分や業種別配分を決定し、その後個別銘柄の選別を行う運用手法です。
トラッキング・エラー	資産運用において、ベンチマークに対するリターンの乖離する可能性を示す指標です。
分配金再投資（累積投資）	投資信託が収益分配を行うつど、その課税処理後の収益分配金を同一の投資信託に速やかに再投資する仕組みをいいます。
ベンチマーク	投資信託の運用を行うにあたり、目標とする指標をいいます。アクティブ型ファンドの場合は、ベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。
ボトムアップ・アプローチ	個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法のことです。

投資信託説明書  
[ 請求目論見書 ]  
2009.03

## 新生・UTIインドファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用は  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「新生・UTIインドファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年3月5日に関東財務局長に提出しており、平成21年3月6日にその効力が発生しております。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

## 請求目論見書 目次

### ファンドの詳細情報

第1 【ファンドの沿革】	1 頁
第2 【手続等】	1 頁
1 【申込(販売)手続等】	
2 【換金(解約)手続等】	
第3 【管理及び運営】	5 頁
1 【資産管理等の概要】	
(1)【資産の評価】	
(2)【保管】	
(3)【信託期間】	
(4)【計算期間】	
(5)【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	9 頁
第5 【設定及び解約の実績】	47 頁

ファンドの詳細情報

## 第1【ファンドの沿革】

平成 18 年 12 月 27 日ファンドの信託契約締結、運用開始

## 第2【手続等】

### 1【申込(販売)手続等】

#### ① 取得申込手続き

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申し込みが可能です。

2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### ② 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

#### ③ 申込単位

申込単位につきましては、販売会社あるいは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日)9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

#### ④ コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申し込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申し込みください。

### 「自動けいぞく投資コース」

- お申し込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- 収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

#### ⑤ 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

#### ⑥ 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.675% (税抜 3.5%) を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合に手数料はかかりません。

#### ⑦ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申し込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得のお申し込みの受付を取り消すことができます。



## 2【換金(解約)手続等】

### ① 換金の請求

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。

2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### ② 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求日が下記のいずれかに該当する場合は、換金のお申し込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- モーリシャスの銀行休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- インドのナショナル証券取引所の休業日

### ③ 換金制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ④ 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

※販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ⑤ 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額<sup>\*</sup>(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

### ⑥ 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額<sup>\*1</sup>から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本<sup>\*2</sup>を超過した額に対し10%<sup>\*3</sup>)を差し引いた金額となります。

※1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

※3 個人投資家の場合は、平成21年1月1日以降 10% (所得税7%および地方税3%) の軽減税率は廃止され、原則として20% (所得税15%および地方税5%) の税率が適用となります。しかし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、10% (所得税7%および地方税3%) の税率による源泉徴収が行われます。

法人投資家の場合は、平成21年4月1日以降 7% (所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。) の税率が、15% (所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。) に変更されます。

- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

詳しくは、交付目論見書「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い《参考》個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて」をご参照ください。

#### ⑦ 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

#### ⑧ 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消

- 1) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取り扱います。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### ① 基準価額の算定

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- 2) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

###### ② ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

- 1) モーリシャス籍の円建て外国投資法人「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A 投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。
- 2) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
- 3) 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 4) 予約為替は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

###### ③ 基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 基準価額につきましては、販売会社ないしは以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「Uインド」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年12月11日から翌年12月10日とすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

##### ① 信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前記1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 前記3)から前記5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 9) 前記8)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記、②信託約款の変更の4)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- 10) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、後記、②信託約款の変更の1)から5)の規定にしたがい新受託者を選任します。
- 11) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更

- 1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前記1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)から5)の規定にしたがいます。

## ③ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) ①信託の終了(繰上償還)の1)に規定する信託契約の解約または②信託約款の変更の規定する信託約款の変更を行う場合において、①信託の終了(繰上償還)の3)または②信託約款の変更の3)の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、①信託の終了(繰上償還)の2)または②信託約款の変更の2)に規定する公告または書面に付記します。

## ④ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## ⑤ 償還金について

- 1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までに支払いを開始いたします。)から受益者に支払われます。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

## ⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、毎決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

## ⑦ 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ① 収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- 2) ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### ② 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

### ③ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。  
ただし、第 1 期計算期間(平成 18 年 12 月 27 日(設定日)から平成 19 年 12 月 10 日まで)の財務諸表については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 19 年 8 月 9 日内閣府令第 61 号)附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき、第 1 期計算期間(平成 18 年 12 月 27 日(設定日)から平成 19 年 12 月 10 日まで)及び第2期計算期間(平成 19 年 12 月 11 日から平成 20 年 12 月 10 日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書


平成20年1月28日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

小暮和敏 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

山田信之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTIインドファンドの平成18年12月27日から平成19年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTIインドファンドの平成19年12月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 独立監査人の監査報告書

平成21年1月15日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

青木裕晃

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

山田信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTIインドファンドの平成19年12月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・UTIインドファンドの平成20年12月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1【財務諸表】

## 新生・UTIインドファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (平成19年12月10日現在)	第2期 (平成20年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,162,111,831	581,172,342
投資証券	54,925,737,752	15,809,697,349
親投資信託受益証券	401,479,382	403,795,686
未収利息	52,328	3,184
流動資産合計	60,489,381,293	16,794,668,561
資産合計	60,489,381,293	16,794,668,561
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,303,245,089	-
未払解約金	397,940,693	44,720,305
未払受託者報酬	20,984,758	8,502,729
未払委託者報酬	457,467,566	185,359,383
その他未払費用	10,453,795	524,844
流動負債合計	4,190,091,901	239,107,261
負債合計	4,190,091,901	239,107,261
純資産の部		
元本等		
元本	41,290,563,613	46,433,246,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15,008,725,779	△29,877,685,592
純資産合計	56,299,289,392	16,555,561,300
負債純資産合計	60,489,381,293	16,794,668,561

## (2)【損益及び剰余金計算書】

単位:円

	第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
営業収益		
受取利息	1,871,155	2,662,432
有価証券売買等損益	19,395,217,134	△45,363,724,099
営業収益合計	19,397,088,289	△45,361,061,667
営業費用		
受託者報酬	20,984,758	21,039,662
委託者報酬	457,467,566	458,664,389
その他費用	10,800,576	1,049,688
営業費用合計	489,252,900	480,753,739
営業利益又は営業損失(△)	18,907,835,389	△45,841,815,406
経常利益又は経常損失(△)	18,907,835,389	△45,841,815,406
当期純利益又は当期純損失(△)	18,907,835,389	△45,841,815,406
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,842,603,624	△4,232,032,018
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-	15,008,725,779
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,446,689,019	217,334,020
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,446,689,019	217,334,020
剰余金減少額又は欠損金増加額	199,949,916	3,493,962,003
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	199,949,916	3,493,962,003
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,303,245,089	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15,008,725,779	△29,877,685,592

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評 価しております。時価評価にあつ ては、計算期間末日に知りうる直近 の日の基準価額に基づいて評価し ております。	(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価にあ つては、計算期間末日に知りう る直近の日の基準価額に基づい て評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価にあ つては、計算期間末日における 親投資信託受益証券の基準価額 に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成の ための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則とし て、毎年12月11日から翌年12月 10日までとしておりますが、第1期計 算期間は期首が設定日のため平成 18年12月27日から平成19年12 月10日までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、平成 19年12月11日から平成20年12 月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成19年12月10日現在)	第2期 (平成20年12月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	41,290,563,613 口	46,433,246,892 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	-	29,877,685,592 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3635 円 (13,635 円)	0.3565 円 (3,565 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,769,858 円)、経費控除後の有価証券売買等損益額(16,063,461,907 円)、及び信託約款に規定する収益調整金(2,246,739,103 円)、及び分配準備積立金(0 円)より、分配対象収益は 18,311,970,868 円(1口当たり 0.443489 円)であり、うち 3,303,245,089 円(1口当たり 0.0800 円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(0 円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(4,382,848,336 円)、及び分配準備積立金(9,997,860,684 円)より、分配対象収益は 14,380,709,020 円(1口当たり 0.309706 円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>
<p>2. 剰余金増加額及び剰余金減少額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額及び当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額及び剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
該当事項はありません。	同左

## (重要な後発事象に関する注記)

第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
該当事項はありません。	同左

## (その他の注記)

## 1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第1期 (平成19年12月10日現在)	第2期 (平成20年12月10日現在)
期首元本額	11,921,486,833 円	41,290,563,613 円
期中追加設定元本額	43,475,544,058 円	16,184,133,707 円
期中一部解約元本額	14,106,467,278 円	11,041,450,428 円

## 2 有価証券関係

第1期(平成19年12月10日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	54,925,737,752	17,485,970,982
親投資信託受益証券	401,479,382	531,690
合計	55,327,217,134	17,486,502,672

第2期(平成20年12月10日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	15,809,697,349	△43,208,176,438
親投資信託受益証券	403,795,686	2,316,304
合計	16,213,493,035	△43,205,860,134

## 3 デリバティブ取引関係

第1期 (自平成18年12月27日(設定日) 至平成19年12月10日)	第2期 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

##### ① 株式

該当事項はありません。

##### ② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius)Limited Class A	42,302,525.167	15,809,697,349	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザー ファンド	399,362,760	403,795,686	
合計		441,665,285.167	16,213,493,035	

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

#### 第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

#### 第6 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

本書の開示対象ファンド(新生・UTI インドインフラ関連株式ファンド)(以下「当ファンド」という。)は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」の Class A投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、同外国投資法人の投資証券です。主要投資対象である外国投資法人の計算期間末日(平成 20 年3月 31 日)時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文を翻訳しております。

(注)本財務書類(P21-45)は連結ベースです。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」(以下「マザーファンド」という。)の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

新生 ショートターム・マザーファンドの状況

(1)貸借対照表

(単位:円)

	(平成 20 年 12 月 10 日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	356,231
国債証券	629,585,100
未収利息	1
流動資産合計	629,941,332
資産合計	629,941,332
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	623,027,781
剰余金	6,913,551
純資産合計	629,941,332
負債純資産合計	629,941,332



## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成20年12月10日現在)
1. 計算日における受益権総数	623,027,781 口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0111 円 (10,111 円)

## (関連当事者との取引に関する注記)

(自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

(自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)
該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成20年12月10日現在)
同計算期間の設定元本額	498,944,517 円
同計算期間中の追加設定元本額	183,634,727 円
同計算期間中の一部解約元本額	59,551,463 円
同計算期間末日の元本額※	623,027,781 円
※上記元本額の内訳	
新生・UTIインドファンド	399,362,760 円
新生・フラトンVPICファンド	203,788,348 円
新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	19,876,673 円

## 2 有価証券関係

(平成 20 年 12 月 10 日現在)

### 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	629,585,100	458,780
合計	629,585,100	458,780

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成 19 年 12 月 11 日)から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3 デリバティブ取引関係

(自平成19年12月11日  
至平成20年12月10日)

本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 附属明細表

(平成 20 年 12 月 10 日現在)

#### 第1 有価証券明細表

##### ① 株式

該当事項はありません。

##### ② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考 (償還年月日)
国債証券	第 541 回政府短期証券	100,000,000	99,990,900	2008年12月22日
	第 545 回政府短期証券	140,000,000	139,934,900	2009年 1月19日
	第 550 回政府短期証券	350,000,000	349,703,900	2009年 2月16日
	第 554 回政府短期証券	40,000,000	39,955,400	2009年 3月 9日
合計		630,000,000	629,585,100	

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

#### 第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

#### 第6 借入金明細表

該当事項はありません。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社

2008年3月31日会計年度の財務諸表

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社

---

	(当財務諸表内におけるページ)
目次	頁
企業データ	2
取締役報告書	3
会社書記証明	4
監査人報告書	5～6
貸借対照表	7
損益計算書	8
株主資本変動報告書	9
キャッシュフロー報告書	10
財務諸表注記	11～25

		任命日	退任日
取締役:	Mr. Mark Sebastien Law	2006年11月17日	2007年12月12日
	Mr. Sanjay Sachdev	2006年12月7日	
	Mr. Upendra Kumar Sinha	2006年12月7日	
	Mr. Dilip Gooljar	2007年2月28日	2007年6月11日
	Mr. Dilip Gooljar (再任)	2007年12月12日	
	Ms. Hilani Kerr	2007年2月28日	2007年12月12日
	Mr. Gyanandsing Prayagsing	2007年11月27日	
書記:	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited 4 <sup>th</sup> floor, Barkly Wharf Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		
登記上の本社:	4 <sup>th</sup> floor, Barkly Wharf Caudan Waterfront Port Louis Mauritius		
監査人:	Ernst & Young 1 <sup>st</sup> floor, Anglo Mauritius House, 4 Intendance street, Port Louis Mauritius		

当社の取締役は 2008 年 3 月 31 日に終了した会計年度における新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当ファンド」といいます。)の監査済財務諸表とともに、ここに取締役の報告書を提出いたします。

### 主要な事業活動

当ファンドの主要事業活動は投資保有事業であります。当ファンドは当期にその活動を行いました。

### 収益及び配当

当期の収益は損益計算書と関連注記に記載されております。

当期につきまして、取締役といたしましては、配当の支払いを提案しておりません。

### 財務報告書に関する取締役の責任

当ファンドの取締役は、国際財務報告基準と 2001 年会社法(Companies Act 2001)に準拠して、財務諸表の作成並びに適正に表示する責任を負っております。かかる財務諸表は、当ファンドの 2008 年 3 月 31 日における貸借対照表、2008 年 3 月 31 日に終了した会計年度の損益計算書、株主資本変動報告書、キャッシュフロー報告書および財務諸表への注記により構成され、重要な会計方針の変更とその他の注記を含みます。

取締役は、これら財務諸表を故意・過失の如何にかかわらず、重大な虚偽表示が無いように作成し、適正に表示するための内部統制を設計・実行・維持すること、適切な会計方針を選択し適用すること、そして置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことに責任を負っております。

取締役は、当ファンドが継続企業として存続できるか否かの評価を行っており、当ファンドが今後一年間、引き続き継続企業であり続けるものと思料いたします。

### 監査人

監査人である Ernst & Young は、引き続きその任にあたることに同意しており、年次株主総会で当然に再任されるものと承知しております。

取締役会の命を受けて

---

取締役

日付： 2008 年 6 月 11 日

当会社書記は、知り且つ信ずる限りにおいて、当ファンドが会社登記官に対して 2008 年 3 月 31 日に終了した会計年度において 2001 年会社法に基づいて新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社が要求される全ての結果報告を提出したことを証明いたします。

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited  
会社書記

登記上の本社  
4<sup>th</sup> floor, Barkly Wharf East  
Le Caudan Waterfront  
Port Louis  
Mauritius

日付: 2008 年 6 月 11 日

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社株主の皆様への  
独立監査法人の報告書

(当財務諸表内における 5 ページ)

**財務諸表に関する報告**

当監査法人は、当財務諸表内における 7 ページから 25 ページまでに記載された、2008 年 3 月 31 日現在における貸借対照表及び同日に終了した事業年度に関する損益計算書、株主資本変動報告書及びキャッシュフロー報告書、並びに重要な会計方針および他の注記により構成される、新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社の財務諸表を監査した。

**財務諸表に関する取締役の責任**

取締役は、財務諸表を国際財務報告基準並びに 2001 年会社法の要求に則って作成、かつ適正に表示する責任を負っている。この責任には、これら財務諸表を故意・過失の如何にかかわらず、重大な虚偽表示が無いように作成し、適正に表示するための内部統制を設計・実行・維持すること、適切な会計方針を選択し適用すること、そして置かれた状況下において合理的な会計上の見積を行うことが含まれる。

**監査法人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人監査に基づいて、財務諸表に関する意見を表明することにある。当監査法人は国際会計基準に従って監査を実施した。この基準は、当監査法人に対して倫理基準を遵守し、財務諸表に重大な誤りが無いか否かに関する合理的な保証を得るため、監査を計画し実施することを義務付けている。

監査には、財務諸表における金額並びに開示に関する監査上の証拠を得る手続を実施することが含まれる。詐欺的行為又は錯誤による場合を問わず、財務諸表上の重大な誤りのリスク評価を含めて、選択された監査手続は当監査人の判断によるものである。これらのリスク評価を行うに当って、当該状況下において適切な監査手続を計画するために、当監査法人は、当会社の財務諸表の作成並びに公正な表示に関する内部管理の状況を考慮するが、これは当会社の内部管理の有効性に関する意見を表明することを目的とするものではない。

また、監査においては、使用された会計基準の適切性並びに経営者による会計上の見積の合理性に関する評価並びに財務諸表の全般的表示に関する評価も含まれる。

当監査法人は、当監査法人が入手した監査上の証拠は、当監査法人による監査意見を提出する目的上十分且つ適切なものであると考えている。

**意見**

当監査人の見解によれば、当財務諸表内における 7 ページから 25 ページに表示された財務諸表は、国際財務報告基準に従い、且つ 2001 年会社法の要求を遵守し、当ファンドの 2008 年 3 月 31 日現在の財務状況及び同日に終了した事業年度の業績並びにキャッシュフローを真正且つ公正に表示していると認められる。

## その他の事項

本監査報告書は、2001 年会社法 205 条に従って、集団としての当会社の株主のためにのみ作成されたものである。当監査法人による監査は、当監査法人が監査報告書において表明することを要求されている事項を当会社の株主に対して表明するために行われたもので、他の目的をもって行われたものではない。法律上許容される範囲内において、監査作業、本報告又は当監査法人が形成した意見に関し当会社及び当会社の株主以外の何人に対しても責任を負うものではない。

## 他の法的及び規制条件に関する報告

### 2001 年会社法

当監査法人は監査法人としての資格並びに通常の業務上行う商業ベースの取引を除いて、当会社と関係は無く又は当会社に対して利害関係を持つものではない。

当監査法人は、当監査法人が要求した全ての情報を入手し且つ説明を受けた。

当監査法人の見解によれば、当監査法人の記録の調査において判明する限りにおいて、適切な会計上の記録が当会社により保管されていたと認められる。

Ernst & Young  
Port Louis,  
Mauritius

Daryl Csizmadia, C.A. (S.A.)  
Signing Partner

日付:2008 年 6 月 12 日



新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社  
 貸借対照表  
 (2008年3月31日現在)

(当財務諸表内における7ページ)

	注記	2008年 日本円	2007年 日本円
<b>資産</b>			
売買目的投資	5	37,581,809,960	27,592,904,146
売掛金及びその他未収金	6	129,372,740	23,471,514
現金及び現金同等物	7	2,583,754,250	6,017,203,141
<b>総資産計</b>		<b>40,294,936,950</b>	<b>33,633,578,801</b>
<b>株主資本及び負債</b>			
流動負債			
支払及び他の債務	8	163,778,743	614,751,478
総負債(償還可能優先株の保有者に帰属する純資産を除く)		163,778,743	614,751,478
償還可能優先株の保有者に帰属する純資産	10	40,131,058,207	33,018,727,323
経営者の株式	9	100,000	100,000
<b>株主資本及び負債計</b>		<b>40,294,936,950</b>	<b>33,633,578,801</b>
償還可能優先株数		40,827,825	35,490,401
償還可能1優先株当り純資産価格	10	982.93	930.36
クラスA1口当り純資産価格		985.18	930.36
クラスB1口当り純資産価格		946.02	—

これら財務諸表は2008年6月11日の取締役会で承認された。

取締役の名前

署名

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社  
 損益計算書  
 (2008年3月31日に終わる会計年度)

(当財務諸表内における8ページ)

	注記	2008年3月31日に 終了した会計年度	2006年11月17日から 2007年3月31日までの 期間
		日本円	日本円
<b>収入</b>			
配当収入		225,534,071	46,402,866
<b>費用</b>			
管理事務代行及び評価手数料		34,871,737	2,728,976
運用報酬		347,781,412	38,633,207
設立費用		1,047,769	9,118,118
保管報酬		14,978,712	1,482,059
監査報酬		895,621	942,486
登記手数料		27,263	6,536
納税手数料		105,622	—
ライセンス・フィー		163,575	—
専門家手数料		522,566	—
取締役経費		213,514	—
銀行費用		437,843	—
費用計		401,045,634	52,911,382
営業損失		(175,511,563)	(6,508,516)
投資の実現・未実現利益			
投資の処分に関する純実現利益		4,208,383,196	—
外国為替に関する未実現(損失)/利益		(4,135,421,497)	5,164,957
投資に関する純利益		72,961,699	5,164,957
税引前損失		(102,549,864)	(1,343,559)
法人税	11	—	—
営業上の償還可能優先株の保有者に帰属する純資産の純減		(102,549,864)	(1,343,559)

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社  
株主資本変動報告書  
(2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における9ページ)

	クラスA 株式 日本円	クラスB 株式 日本円	2008年 合計 日本円	2007年 合計 日本円
<u>営業上の純資産の増加</u>				
当年度中の純営業利益 (損失)	17,993,517	(120,543,381)	(102,549,864)	(6,508,516)
投資の再評価に関する純 実現・未実現利益(損失)	2,161,951,900	12,928,848	2,174,880,748	(1,486,764,161)
営業上の償還可能優先株 の保有者に帰属する純資 産の増減額	2,179,945,417	(107,614,533)	2,072,330,884	(1,493,272,677)
<u>株式資本取引</u>				
償還後の株式発行	299,446,422	234,296,029	533,742,452	3,549,040,100
償還後の株式プレミアム	2,420,553,578	2,085,703,971	4,506,257,548	30,962,959,900
純資産の純増	4,899,945,417	2,212,385,467	7,112,330,884	33,018,727,323
当年度/期初の純資産	33,018,727,323	—	33,018,727,323	—
当年度/期末の純資産	37,918,672,740	2,212,385,467	40,131,058,207	33,018,727,323

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社  
 キャッシュフロー報告書  
 (2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における10ページ)

	2008年3月31日に終 了した会計年度	2006年11月17日から 2007年3月31日までの 期間
	日本円	日本円
営業活動		
当年度中の純損失	(102,549,864)	(1,343,559)
調整		
配当収入	(222,357,565)	(23,031,352)
営業資本変更前の営業利益 / (損失)	(324,907,429)	(24,374,911)
受取及び他の債権の増加	(105,901,226)	(23,471,514)
支払及び他の債務の(増加) / (減少)	(450,972,735)	614,751,478
営業活動からの純キャッシュ(流入) / 流出	(881,781,390)	566,905,053
投資活動		
投資物件の取得	(27,499,694,883)	(29,084,833,264)
投資物件の処分代金	19,662,298,305	—
受取配当	245,729,077	23,031,352
投資活動からの純キャッシュ流出	(7,591,667,501)	(29,061,801,912)
財務活動		
償還前の株式発行	5,040,000,000	34,512,100,000
財務活動からの純キャッシュ流入	5,040,000,000	34,512,100,000
現金及び現金同等物の純増減	(3,433,448,891)	6,017,203,141
当年度/期初の現金及び現金同等物	6,017,203,141	—
当年度/期末の現金及び現金同等物	2,583,754,250	6,017,203,141

本注記は財務諸表の不可欠な一部分を構成する。

## 1. 一般情報

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社(以下「当ファンド」といいます。)は2006年11月17日にモーリシャス共和国で一般の限定ファンドとして設立されました。当ファンドの主要活動は投資の保有であります。当ファンドは実質的に全ての資産をインド株式へ投資します。2008年3月31日に終了した会計年度において、当ファンドは事業活動しておりました。

当ファンドは、2001年会社法と2007年金融サービス法に基づくカテゴリー1グローバル・ビジネス・ライセンス保有者として、モーリシャス・ルピー以外の通貨で業務を遂行せねばなりません。当ファンドは国際的環境で営業を行い、実質的な取引の多くを外国通貨で行うため、当監査報告書は、日本円で表記されています。

2008年3月31日に終了した会計年度の当ファンドの財務諸表は、2008年6月11日付けの取締役会の議決により、発行の承認を受けております。

## 2. 重要な会計処理基準の要約

### 基準遵守に関する表明

財務諸表は国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されております。

### 会計基準

財務諸表は、売買目的投資について時価法が採用されている以外は、原価法で作成されています。国際財務報告基準に準拠して財務諸表を作成するために、経営陣は、財務諸表の日付時点の資産と負債の報告額並びに報告年度間の収入と経費の報告額に影響を与えるような見積と前提を示さねばなりません。そのため、実際の結果は、それら見積と異なることがあります。

### 売買目的投資

#### (i) 分類

当ファンドはインド株式への投資を売買目的投資として分類します。取締役会は、これら金融資産を当初の再評価準備を通して時価により評価することを指定しています。

#### (ii) 計上/計上取り消し

投資の普通取引買付と売却は、取引日(当ファンドが投資の買付と売却を行う日)に計上されます。投資からキャッシュフローを受取る権利が消滅した時点、もしくは当ファンドが所有権に関するリスクと報酬を実質的にすべて移転してしまった時点で投資の計上は取消されます。

### 金融資産の減損

売買目的資産が減損した場合、その原価(償還された元本を控除後)と現時価との差額から、損益計算書上に計上した過去の減損を差引いたものを、純資産から損益計算書へ移します。売買目的と分類した株式についての戻し記帳は、純資産の報告書に計上されます。

## 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、銀行預金と当座貸越を含みます。現金同等物は、あらかじめ予定される金額に即座に転換が可能であり、実質的な価値の変化に対するリスクの少ない短期の流動性が極めて高い投資対象です。

## 金融負債

これらは利子、延滞料その他の未払い分で、当初は時価に直接の取引コストを上乗せして計上され、その後、有効な利息方法を使用し償却コストで計上されます。

## 金融資産と負債の計上取り消し

金融資産は、その資産からキャッシュフローを受取る契約上の権利が消滅し、当該資産の所有権によるリスクと報酬、もしくは当該資産の支配権が実質的にすべて移転された時点で計上取り消しとなります。

金融負債は、負債に基づく義務が放免、取消しされもしくは消滅する時点で計上取り消しとなります。

## 引当金

引当金は、当ファンドが過去の事由で法的もしくは推定的な義務を持つ時に計上されます。財産からの支払義務により清算を求められることは想定でき、また金額の確かな推定も可能です。

## 外国為替取引

### 機能通貨と表示通貨

当ファンドの財務諸表に含まれる項目は、当ファンドが運営する主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」といいます。)を使用して測定されます。取締役会は、日本円が、最も忠実に基本的な取引、事由及び条件の経済的影響を示す通貨と考えます。

### 取引と残高

外国通貨取引は、取引日の為替レートを使用して日本円に変換されます。かかる取引の清算並びに外国通貨建て金銭資産及び負債における年末為替レートによる変換から生じる外国為替利益と損失は損益計算書に計上されます。

### 金融商品

貸借対照表上の金融商品には売買目的投資、売掛及び他の債権、現金及び現金同等物、並びに未支払他の債務が含まれます。特殊な計上方法が採られている場合は、関連する各項目に記載されます。

#### 売掛金及びその他の未収金

売掛金及びその他の未収金は予想される換金価値で計上されております。年末に全ての残存金額の再検討に基づき、疑わしい債権の推定がなされます。不良債権が認識された場合は、その年度中に消却されます。

#### 買掛及びその他の未払金

買掛金及びその他の未払金は、合理的範囲内において時価に近い金額である名目価格にて表示されております。

#### 関連当事者

当事者が当該ファンドを支配する、もしくは金融及び運営決定に際して直接的または間接的に当該ファンドに重大な影響を行使する能力を持つならば、もしくは逆に当該ファンドが一般の支配或いは一般の重大な影響を受ける場合に、当事者は当該ファンドに関連していると考えられます。関連当事者とは個人もしくは他の事業体をいいます。

#### 繰延べ課税

繰延べ税は、資産と負債の税ベースと金融報告目的の価値計上との間に発生するすべての一時的差額に関して負債方法を用いて準備されます。現在施行されている税率が繰延べ税の決定に用いられます。

未使用税損失の繰延べに関する繰延べ税資産は、未使用税損失が将来の課税利益に対し利用可能な範囲で計上されます。

#### 議決権付株式

議決権付株式は持分と分類され、UTI International Ltd.によって保有されます。株式は議決権を持ち、償還可能優先株式が支払われた後に配当及び分配を受取る権利を持つ時点で、償還可能株式に劣後します。

#### 償還可能優先株

当ファンドは、6ヶ月の「ロックアップ期間」に従い保有者の選択により償還できる金融負債に分類される償還可能優先株を発行します。優先株は、当該ファンドの純資産価格に応じた株式と等しい現金で何時でも当該ファンドへ返還されます。保有者がその株式を当該ファンドへ返還する権利を行使した場合、優先株式は貸借対照表日に支払われるべき償還金額で計上されます。

#### 収入の計上

収入は配当収入を含みます。株式投資対象からの配当収入は、関連投資対象が配当落ちと表示される時点で計上されます。

## 費用の計上

全ての費用は発生主義ベースで損益計算書に計上されます。

## 会計方針とディスクロージャーにおける変更

採用された会計方針は、下記以外については、前会計年度の方針と一致しております：

当該ファンドは会計年度中に下記の新しい修正 IFRS 及び IFRIC(「国際金融報告解釈委員会」)解釈を採用しました。これらの修正基準と解釈の採用で、当該ファンドの実績もしくはポジションに影響を受けたことはありませんでした。

- IFRS 7 金融商品：ディスクロージャー；
- IAS1 修正、財務諸表の説明；
- IFRIC 8 IFRS 2 の範囲
- IFRIC 9 内包デリバティブの再評価；及び
- IFRIC 10 中間財務報告と毀損

これら変更の主要な影響は以下の通りであります：

IFRS 7「金融商品：ディスクロージャー」及び IAS1 への補足修正、「財務諸表の説明—資本のディスクロージャー」は金融商品に関連する新しいディスクロージャーを導入し、そして当該ファンドの金融商品の分類と評価、もしくは課税と買掛及び他の支払債務に関連するディスクロージャーに如何なる影響も及ぼしません。

IAS1「財務諸表の説明」は、財務諸表の利用者が資本管理に関する当該ファンドの目的、方針及びプロセスを評価可能にするため新しいディスクロージャーを行うよう当該ファンドに求めております。これらの新しいディスクロージャーによる当該ファンドの財務諸表への影響はありません。

IFRIC 8「IFRS 2 の範囲」では、株式商品が IFRS2 に該当するかどうかを証明するため、受取確定可能対価が発行済み株式商品の時価以下であるような株式商品の発行を含む取引への配慮が求められます。この解釈は、当該ファンドの財務諸表に如何なる影響も与えません。

IFRIC 9「内包デリバティブの再評価」は、キャッシュフローを著しく修正する契約上の変更がある場合にのみ再評価し、内包デリバティブの存在評価を行う日に或る実体が契約の最初の当事者となった日であると規定しております。当該ファンドは、多数の契約からの分離を求める内包デリバティブを持たないため、その解釈は当該ファンドの財務ポジション、もしくはパフォーマンスに如何なる影響も与えません。

IFRIC 10「中間財務報告と毀損」は暖簾代並びにコストで計上された株式商品と金融商品への投資対象に関し、中間期に計上された毀損がその後の貸借対照表上で逆転することを禁止しております。



### 3. まだ効力を有していない現行の基準に対する基準、修正並びに解釈

現行の基準に対する基準、修正並びに解釈は公表されており、2008年1月1日かその後もしくはその後の期間に始まる当ファンドの会計期間に強制適用されますが、当ファンドの運営には関係はありません。

IFRS 8「運営上のセグメント」(2009年1月1日から有効)。IFRS 8はIAS14を代替し、セグメント報告を米国基準のSFAS (Statement of Financial Accounting Standards「金融会計基準計算書」)131「企業のセグメントに関するディスクロージャー及び関連情報」の必要条件に合わせております。新しい基準は、セグメント情報が内部報告目的で使用されるのと同じベースに基づいた「マネージメント・アプローチ」を要求しております。しかし、この基準は当ファンドへは適用されません。

IFRIC 11「IFRS 2—グループ及び自己株式取引」(2007年3月1日から有効)。IFRIC 11は、自己株式もしくはグループ企業体を含む株式ベース取引(例えば、親会社株式へのオプション)が、親会社及びグループ会社から独立した口座での株式決済もしくは現金決済株式ベース支払取引と看做されるべきかに関してガイダンスを提供しております。この解釈は、当ファンドの財務諸表に影響を与えません。

IFRIC 12「サービス特許取決め」(2008年1月1日から有効)。IFRIC 12は、民間セクター経営者が公共セクターのサービスに関するインフラの開発、融資、運営並びに維持に参加する契約上の取決めに適用されます。IFRIC 12は、当ファンドの運営に該当しません。

IFRIC 13「顧客忠誠プログラム」(2008年7月1日から有効)。IFRIC 13は、商品もしくはサービスが顧客忠実インセンティブ(例えば、ロイヤルティ点数もしくは無料の商品)と一緒に販売される場合、取決めは多要素の取決めで且つ顧客からの受取対価は時価を用いて取決めの部分間で配分されることを明確にしています。IFRIC 13は当ファンドの運営に該当しません。

IFRIC 14「IAS 19—確定年金資産、最低積み立て条件及び相互作用」(2008年1月1日から有効)。IFRIC 14は、資産として認定可能な剰余金の額に関するIAS 19の制約を評価するガイダンスを提供しています。IFRIC 14は、年金資産もしくは負債が法定もしくは契約上の最低資金調達条件によって如何に影響を受けるかについても説明しています。しかしながら、この解釈は当ファンドには適用されません。

IFRS 2—株式ベースでの支払(2008年修正済)、1月1日かそれ以降に始まる年次に有効。

IFRS 3—事業合併(2008年修正済)、2009年7月1日かそれ以降に始まる年次に有効。

IAS 1—財務諸表の提示(2007年修正済)、2009年1月1日かそれ以降に始まる年次に有効。

### 4. 重要な会計上の判断と見積の不確実性の主な原因

#### 当ファンドの会計基準を適用する際の重要な会計上の判断

注記2に記載された当ファンドの会計基準を適用する過程で、当ファンドの取締役は、財務諸表において計上されている金額に最も重大な影響を与える以下の判断を行いました。

機能通貨の決定

取引の経理処理とその取引から発生した為替差損益は、選択された機能通貨に依存するため、当ファンドの機能通貨の選択は極めて重要です。注記2に記載されている通り、当ファンドの取締役は、注記2記載の要素を考慮し、当ファンドの機能通貨を日本円と決定しました。

5. 投資

			2008年	2007年
提示価格			日本円	日本円
<b>(i) 原価</b>				
4月1日現在原価			29,084,833,264	—
追加			23,267,940,176	29,084,833,264
売却			(15,453,915,109)	—
3月31日現在原価			36,898,858,331	29,084,833,264
<b>(ii) 市場価格</b>				
4月1日現在市場価格			27,592,904,146	29,084,833,264
追加			23,267,940,176	—
売却			(15,453,915,109)	—
投資再評価未実現利益			2,174,880,747	(1,491,929,118)
3月31日現在市場価格			37,581,809,960	27,592,904,146
<b>(iii) 当ファンドが保有する投資詳細の要約</b>				
<b>銘柄</b>			2008年3月31日	純資産総額に対
			現在の市場価格	する市場価格(%)
<b>上場株式</b>	<b>通貨</b>	<b>株数</b>	日本円	2008年3月31日
<b>自動車及び自動車部品</b>				
Amtex Auto	日本円	245,087	156,450,870.63	0.39
Mahindra & Mahindra Ltd	日本円	445,515	773,259,754.86	1.93
Maruti Suzuki India Ltd	日本円	392,546	812,466,402.94	2.02
<b>消費財</b>				
Blue Star Ltd	日本円	33,159	34,466,166.17	0.09
Bombay Rayon Fashions Ltd	日本円	1,726,411	1,258,625,983.53	3.14
Deccan Chronicle Holdings Ltd	日本円	1,828,816	747,405,341.32	1.86
Sun Pharma Ind Ltd	日本円	315,173	968,323,433.63	2.41
<b>情報通信技術</b>				
Bartronics India Ltd	日本円	658,262	248,326,383.23	0.62
Bharti Airtel Ltd	日本円	1,065,229	2,195,573,046.15	5.47
Core Projects and Technologies Ltd	日本円	713,695	342,780,158.43	0.85
Geodesic Information Systems Ltd	日本円	1,555,983	696,853,663.92	1.74
ICSA India Ltd	日本円	1,197,860	1,182,468,335.83	2.95

(iii) 当ファンドが保有する投資詳細の要約 銘柄	通貨	株数	2008年3月31日	純資産総額に対
			現在の市場価格 日本円	する市場価格(%) 2008年3月31日
上場株式				
Infosys Technologies Ltd	日本円	459,644	1,640,119,427.64	4.09
Kavveri Telecon Products Ltd	日本円	41,960	22,293,867.27	0.06
KLG Systel Ltd	日本円	407,140	569,061,447.10	1.42
Northgate Tech. Ltd	日本円	202,522	222,279,011.48	0.55
Reliance Communications Ltd	日本円	1,450,500	1,839,543,787.42	4.58
Satyam Computers Ltd	日本円	1,230,100	1,210,918,051.40	3.02
Spanco Telesys and Solutions Reduced Cap	日本円	753,032	302,960,104.79	0.75
Tanla Solutions Ltd	日本円	528,682	700,490,459.33	1.75
Tata Consultancy Services Ltd	日本円	541,500	1,095,564,745.51	2.73
Tulip IT Services Ltd	日本円	347,785	740,214,556.52	1.84
<b>電子、電機及びエンジニアリング</b>				
Havells India Ltd	日本円	319,054	371,473,425.90	0.93
Opto Circuit India Ltd	日本円	660,405	546,135,821.48	1.36
Crompton Greaves Ltd	日本円	33,700	23,135,117.27	0.06
Genus Power Infrastructures Ltd	日本円	136,125	162,922,062.13	0.41
Praj Industries Ltd	日本円	1,488,650	505,687,868.01	1.26
Punj Lloyd Ltd	日本円	42,060	32,694,094.31	0.08
Sintex Industries	日本円	642,296	568,419,139.72	1.42
Voltas Ltd	日本円	1,007,803	447,451,456.71	1.11
Lloyd Electric and Engineering	日本円	570,000	136,100,299.40	0.34
ABB Ltd	日本円	359,260	1,052,323,453.10	2.62
Bharat Biljee Ltd	日本円	4,824	29,559,035.93	0.07
<b>金属及び工業製品</b>				
ABG Shipyard Ltd	日本円	11,140	20,000,858.28	0.05
Ahmednagar Forgings Ltd	日本円	415,287	172,103,719.31	0.43
AIA Engineering Ltd	日本円	3,095	11,631,346.68	0.03
Amttek India Ltd	日本円	496,385	111,835,243.26	0.28
Bharat Heavy Electricals Ltd	日本円	328,200	1,684,031,212.58	4.20
Elecon Engineering Ltd	日本円	869,286	410,351,574.85	1.02
EMCO Ltd	日本円	498,660	260,589,663.17	0.65
Everest Kanto Cylinder Ltd	日本円	950,915	647,110,943.74	1.61
Jain Irrigation Systems Ltd	日本円	19,400	28,657,110.78	0.07
Jindal Saw Ltd	日本円	208,703	338,022,835.45	0.84
Jyoti Structures Ltd	日本円	810,056	322,668,264.47	0.80
Larsen & Turbo Ltd	日本円	201,927	1,523,924,125.75	3.80
Maharashtra Seamless Ltd	日本円	382,955	292,089,180.39	0.73
Nagarjuna Construction Co Ltd	日本円	710,059	377,351,714.08	0.94

新生・UTI インドファンド(モーリシャス)株式会社  
 財務諸表注記事項  
 (2008年3月31日に終わる年度)

(当財務諸表内における18ページ)

(iii) 当ファンドが保有する投資詳細の要約			2008年3月31日	純資産総額に対
銘柄			現在の市場価格	する市場価格(%)
上場株式	通貨	株数	日本円	2008年3月31日
Texmaco Ltd	日本円	5,823	21,101,110.78	0.05
Welspun Guj Stahl Rohren Ltd	日本円	16,150	15,442,833.08	0.04
<b>電力及びガス</b>				
Aban Offshore Ltd	日本円	3,150	23,771,182.63	0.06
Alstom Power India Ltd	日本円	7,500	10,887,911.68	0.03
Areva T & D India Ltd	日本円	7,300	28,178,218.56	0.07
Kalapataru Power Transmission	日本円	83,779	229,806,967.56	0.57
ONGC Corporation Ltd	日本円	3,000	7,345,434.13	0.02
Reliance Industries Ltd	日本円	453,650	2,563,099,862.78	6.39
Suzlon Energy Ltd	日本円	1,939,616	1,275,655,632.73	3.18
Thermax India Ltd	日本円	10,154	15,224,666.42	0.04
<b>銀行及び金融</b>				
Axis Bank Ltd	日本円	107,800	210,099,725.55	0.52
HDFC Bank	日本円	409,365	1,348,157,015.34	3.36
Housing Development Finance Corporation	日本円	170,100	1,011,666,354.79	2.52
ICICI Bank Ltd	日本円	607,591	1,167,429,713.33	2.91
Kotak Bank	日本円	206,000	323,057,135.73	0.81
Yes Bank Ltd	日本円	1,913,500	805,646,519.46	2.01
<b>その他</b>				
Hanung Toys and Textiles Infrastructure Infrastructure Development Finance	日本円	206,708	111,167,438.62	0.28
IVRCL Infra and Projects Ltd	日本円	32,000	12,091,816.37	0.03
Rajesh Exports Ltd	日本円	750	750,561.38	0.00
Siemens Ltd	日本円	909,079	176,122,715.44	0.44
DLF Ltd	日本円	227,861	350,944,599.05	0.87
Bharati Shipyard Ltd	日本円	14,000	22,582,335.32	0.06
(小計)		11,000	14,865,643.71	0.04
		34,656,722	37,581,809,960	94
投資額総計			37,581,809,960	94
負債を除く他の資産			2,549,348,247	6
純資産			40,131,158,207	100

6. 売掛金及びその他未集金

	2008年 日本円	2007年 日本円
売掛金	126,096,234	—
議決権付株式未収金	100,000	100,000
未収配当金	3,176,506	23,371,514
合計	<u>129,372,740</u>	<u>23,471,514</u>

7. 現金及び現金同等物

	2008年 日本円	2007年 日本円
Deutsche Bank Mauritius	72,704,113	300,000,000
Deutsche Bank Mumbai	2,511,050,137	5,717,203,141
合計	<u>2,583,754,250</u>	<u>6,017,203,141</u>

8. 買掛金及びその他未払金

	2008年 日本円	2007年 日本円
未払金	34,912,078	31,380,520
買掛金	128,866,665	583,370,958
合計	<u>163,778,743</u>	<u>614,751,478</u>

9. 議決権付株式

	2008年 日本円	2007年 日本円
議決権付株式 1,000 株、額面 100 円	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>

議決権付株式には議決権があり、配当及び分配を受け取る権利につきましては、償還可能優先株株主に支払われた後で償還可能優先株に劣後します。

10. 議決権付株式保有者に帰属する純資産

10 (a) 償還可能優先株数

	クラス A 株	クラス B 株	2008 年 合計	2007 年 合計
4月1日現在残高	35,490,401	—	35,490,401	—
当期中発行額	11,565,821	2,342,960	13,908,781	35,490,401
当期中償還額	(8,571,357)	—	(8,571,357)	—
3月31日現在残高	38,484,865	2,342,960	40,827,825	35,490,401

優先株は当ファンドの規約に基づき、時価で株主のプシオンによる償還、購入及び取得の対象となります。償還可能優先株は規約16項及び20項に基づき、通常株主に優先して、配当及び配分を受け取れますが、ファンドの清算及び株主総会の通知を受け取り、株主総会に参加する権利に影響をおよぼす場合を除き、優先株には投票権がありません。

(b) 参加株式1株当りの純資産総額

	クラス A 株 日本円	クラス B 株 日本円	2008 年 合計 日本円	2007 年 合計 日本円
償還可能優先株保有者に帰属する純資産	37,914,564,491	2,216,493,716	40,131,058,207	33,018,727,323
償還可能優先株数	38,484,865	2,342,960	40,827,825	35,490,401
償還可能優先株式1株当りの純資産総額	985.18	946.02	982.93	930.36

各クラスの償還可能優先株1株当り純資産総額の計算は、そのクラスの償還可能優先株保有者に帰属する純資産総額及び、優先可能償還株に基づきます。

(c) 純資産総額の調整

クラスA償還可能優先株の発行及び償還の純資産総額を計算する目的で、設定費は当ファンドの私募規約に記載されているように5年で償却されます。

2008年3月31日に設定費を償却する際の1株当り純資産総額の調整及び、国際金融報告基準ならびに2001年会社法(Companies Act 2001)に基づいて準備された財務諸表による1株当りの純資産総額は、下記の通りです。

	2008 年度 日本円	2007 年度 日本円
財務諸表による1株当りの純資産総額	982.93	930.36
投資への影響	(0.80)	0.27
発行/償還目的の1株当りの純資産 総額	982.13	930.63

## 11. 課税

カテゴリー1 国際事業免許保有のファンドであるため、課税所得に対して、モーリシャスの法人税 15%が課税されます。ただし、外国で課された実際の税金あるいは海外を源泉とする利益に対するモーリシャスの税金 80%のいずれか多い方の金額に相当する税額控除を受ける権利があります。

2008年3月31日時点でファンドは、176,692,496円(2007年度:3,429,295円)の税務上の繰越損失があるため、将来の課税利益に対して相殺することができます。モーリシャスにおけるファンドのキャピタルゲインは、非課税となります。

## 12. 機能通貨及び表示通貨

当ファンドの財務諸表は日本円で表示されています。当会社の事業あるいはその他活動は、モーリシャスルピー以外の通貨で取引されています。当社が運用する主な金融通貨は日本円で調達され、現在、ファンドが金融資産を最終処分したことにより生じた他通貨は日本円に換金される予定であるため、当ファンドの取締役は機能通貨を日本円と決定いたしました。

2008年3月31日現在で下記為替レートが適用されました。

	2008 年度		2007 年度	
	平均レート	最終レート	平均レート	最終レート
USD/JPY	114.044	99.725	116.720	117.811
INR/JPY	2.834	2.495	2.577	2.703

## 13. 金融商品及び関連リスク

### 金融リスク管理の目的と方針

#### (i) 時価

売買目的投資、売掛金及びその他未集金、現金及び現金同等物、買掛金及びその他未払金から構成される当ファンドの資産及び負債の計上金額は、時価に等しいものであります。

(ii) 金融商品運用の戦略

当ファンドの運用は、さまざまな金融リスクを伴います。信用リスク、流動性リスク及び市場リスク(価格リスク、為替リスク及び金利リスクを含みます)。

以下の注記は、当ファンドに関わる上記各リスク、ファンドの目的、方針、リスク測定と管理過程、及びファンドの資本管理についての情報を提示します。さらに、財務諸表には取引金額が記載されています。

取締役会は、当ファンドのリスク管理体制の設立と監視に関し全体的な責任を負っています。

当ファンドのリスク管理方針は、ファンドが直面するリスクの特定及び分析、適切なリスク限度の設定とコントロール、及びリスクの監視と限度の遵守のために制定されました。リスク管理方針及びシステムは定期的に見直され、市場の状況やファンドの運用状況の変化を反映させます。

信用リスク

金融資産にとって、ファンドが潜在的に直面する信用リスクの主なものは、定期預金、現金、対ブローカー債権です。当ファンドは、現金及び有価証券の決済業務を大手の金融機関に依頼することで、信用リスクの軽減を計ろうとします。すべての投資取引は、認可を受けたブローカーを利用して、決済及び、あるいは受渡払いとしています。ブローカーの支払い受領後にのみ有価証券を発送しているため、債務不履行のリスクは少ないと言えます。購買に際しては、ブローカーが有価証券を受け取った後に支払いを実施しています。いずれかの当事者が義務を果たさない場合は、取引が成立しないことになります。当ファンドの最大限の信用リスクは、当ファンドの貸借対照表に記載された額までとなります。期限経過または不良債権となった金融資産、あるいは、今後、期限経過または不良債権となる金融資産ありません。

貸借対照表の日付において、当ファンドの最大限の信用リスク額は、下記の通りとなります。

	2008 年度	2007 年度
	日本円	日本円
売買目的投資	37,581,809,960	27,592,904,146
売掛金及びその他未集金	129,372,740	23,471,514
現金及び現金同等物	2,583,754,250	6,017,203,141
	40,294,936,950	33,633,578,801

流動性リスク

流動性リスクは、当ファンドが金融負債に関連した義務を果たすことが困難になるリスクを示します。流動性リスクは、当ファンド内の株式保有者からの償還が主因となります。このリスクは、資産に投資することで、通常の市場の状況であれば、現金化すること、及び短期の負債に見合う十分なレベルの現金を維持することで、コントロールできます。



2008年3月31日現在、当ファンドの金融負債における満期償還状況

	要求に応じて	3ヶ月以内	3ヶ月以上 12ヶ月以内	5年以上	総額
	日本円	日本円	日本円	日本円	日本円
資産					
現金及び現金同等物	2,583,754,250	—	—	—	2,583,754,250
売掛金及びその他未集金	—	129,372,740	—	—	129,372,740
売買目的投資	37,581,809,960	—	—	—	37,581,809,960
資産総額	40,165,564,210	129,372,740	—	—	40,294,936,950
負債					
買掛金及びその他未払金	—	163,778,743	—	—	163,778,743
負債総額	—	163,778,743	—	—	163,778,743

#### 市場リスク

市場リスクは、金融商品の市場価値が変動することで引き起こされる潜在的損失です。当ファンドの市場リスクは、金利、外国為替レート及び価格の変動率を含むいくつかの要因によって決定されます。当ファンドは、リスク管理戦略及び投資に対する市場動向の影響を評価するさまざまな分析監視手法を使用して、市場リスクを管理します。

#### 価格リスク

2008年3月31日現在、当ファンドの投資は、インド株式市場に対し著しく集中しており、他の成熟した市場への投資には通常見られない、ある程度考慮すべき点やリスクを抱えています。市場規模の狭小性、低い流動性、高い変動性に加え、インドの証券市場はまだ未成熟な市場と見られるところがあり、インドの発行体に関する情報は成熟した市場よりも少ないと言えます。インドの将来の経済的又政治的な展開が、当ファンドの投資先有価証券の流動性及び／又は価値、あるいはその双方に対し、不利な影響を与える可能性があります。

マネージメント評価による合理的株価変動は、当会社の主要マネージメントが内部適用する感度率である10%とします。

株価が10%上昇／下落した場合、2008年3月31日に終了した年度の純資産及び利益は3,758,180,996円増加／減少したことになります。

#### 為替リスク

当ファンドは株式に投資を行い、インドルピー建て資産及び負債を保有しています。その結果、日本円のインドルピーに対する為替レートの変動が、当会社のインドルピー建て資産及び負債に重大な影響を与えるリスクがあります。

下記は、感度10%で関連した外国通貨に対する日本円の増加及び減少を表しています。マネージメント評価による合理的な外国為替変動は、為替リスクを主要マネージメントが内部報告する際に適用する10%とします。感度分析は未決済の外国通貨建て貨幣項目にのみ行われ、会計年度末外国通貨レートを10%変更して調整します。下記のマイナスの数字は、日本円が関連通貨に対して、10%円高になった結果、利益が減少したことを表しています。日本円が関連通貨に対して、10%円安になった場合、純資産に対して同じく逆の影響があり、下記残高はプラスになります。

インドルピーに対して10%円高になった場合の影響:

感度分析前	日本円／インドルピー	売買目的投資
	2008年度	2008年度
	日本円	日本円
一年	2.495	37,581,809,960
感度分析後		
一年	2.745	34,165,281,782
その他の投資の(減少)／増加		(3,416,528,178)

## 通貨概要

当会社の金融資産及び負債の通貨別概要は、以下の通りです。

	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債
	2008年	2008年	2007年	2007年
	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
	日本円	日本円	日本円	日本円
インドルピー	40,222,132,838	155,486,820	33,333,478,801	606,685,092
米ドル	—	8,291,923	—	7,228,462
英国ポンド	—	—	—	837,924
日本円	72,804,112	—	300,100,000	—
合計	40,294,936,950	163,778,743	33,633,578,801	614,751,478

## 金利リスク

現金預金から得る金利収入は、特に金利の変化により金額が変動することがあります。当ファンドは、保有資産から最大限の業績を上げるよう努めますが、金利を得ることも払うこともない株式を中心に投資する方針であるため、金利収入を最大限に求めることはありません。

## 資本管理

当ファンドの資本は、優先株保有者の投資において長期の資本評価増を達成する目的で投資されています。これにより、主にインド国内の証券取引所で上場、取引、または売買されている多岐にわたる株式のポートフォリオに投資しています。投資マネージャーもまた、当ファンドが株主の価値を最大にするよう、健全な資本比率を維持しています。

#### 14. 関連当事者間取引

下記会計年度において、当ファンドは関連当事者との間における取引を行っております。関連当事者間取引の性格及び取引金額は以下の通りであります。

	2008 年度 日本円	2007 年度 日本円
UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited に対する運用報酬		
損益計算書費用計上金額	347,781,412	38,633,207
当該会計年度中支払金額	(323,144,029)	(21,530,862)
	24,637,383	17,102,345

#### 15. 運用報酬、保管報酬及び事務管理代行費用

投資マネージャーは、UTI Investment Management Company (Mauritius) Limited 及び当ファンド間で締結された投資顧問契約に従って、日々発生する運用報酬として、日々の資産の年率 0.7%に相当する運用報酬を受け取る権利を保有しています。

##### 保管報酬

保管銀行である Deutsche Bank AG は、2006 年 12 月 8 日付保管契約に基づき、月末評価をもとに、年率 0.03%にあたる保管報酬を毎月受取る権利を保有しています。

##### 事務管理代行費用

Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Ltd は当ファンドに対する事務管理代行サービスを提供するために指名され、事務管理代行費用は、管理事務代行契約に設定された双方が同意した変動手数料基準に基づいて支払われます。

#### 16. 比較

比較される数字は、2006 年 11 月 17 日(当社設立日)から 2007 年 3 月 31 日の間とします。そのため、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー報告書及び関連する注記の数字は、比較できません。

株式保有者向け比較数字は、当期の公表分と一致するように負債として再分類されました。これにより、保有者が事業体に金融商品を戻して現金化する、または事業体の金融負債として他の金融資産を取り上げる権利を与える金融商品(この場合、償還可能優先株)を必要とする改定版 IAS32 に合致しています。

この再分類の結果、当ファンドに何ら金融上の影響はありません。

## (参考情報) Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited の Class A の 2009 年 1 月 30 日 付け 有 価 証 券 明 細

銘柄名	業種	株数	円評価額	組入比率
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	サービス	429,550	1,038,190,151	7.1%
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	情報技術サービス	433,754	1,032,766,454	7.1%
BHARTI AIRTEL LIMITED	通信サービス	875,997	1,012,676,816	6.9%
HDFC BANK LIMITED	商業銀行・金融サービス	416,122	701,707,826	4.8%
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	電力・電気設備	244,060	587,760,399	4.0%
ICICI BANK LTD	商業銀行・金融サービス	705,391	535,572,266	3.7%
SUN PHARMACEUTICALS INDUS	ヘルスケア	266,938	522,605,501	3.6%
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	商業銀行・金融サービス	184,671	517,587,378	3.5%
AXIS BANK LTD	商業銀行・金融サービス	621,700	490,964,983	3.4%
RELIANCE COMMUNICATIONS LTD	通信サービス	1,536,736	477,024,379	3.3%
LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	365,217	459,069,043	3.1%
TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	419,607	391,788,808	2.7%
BOMBAY RAYON FASHIONS LTD	繊維	1,675,411	321,759,581	2.2%
JAIN IRRIGATION SYSTEMS LTD	サービス	479,155	293,933,584	2.0%
YES BANK	商業銀行・金融サービス	2,549,051	284,519,280	1.9%
STATE BANK OF INDIA	商業銀行・金融サービス	121,154	254,593,541	1.7%
OPTO CIRCUITS INDIA LTD	ヘルスケア	1,544,606	246,776,374	1.7%
LUPIN LTD	ヘルスケア	236,288	245,596,446	1.7%
TULIP TELECOM LTD	通信サービス	337,452	241,318,492	1.7%
SINTEX INDUSTRIES LTD	サービス	935,048	233,719,366	1.6%
SUZLON ENERGY LIMITED	電力・電気設備	2,555,000	220,411,271	1.5%
EVEREST KANTO CYLINDER LTD	資本財	780,234	195,592,127	1.3%
ICSA INDIA LTD	電力・電気設備	1,175,060	185,377,877	1.3%
HERO HONDA MOTORS LIMITED	自動車・自動車部品	111,145	177,765,106	1.2%
AREVA T&D INDIA LTD	資本財	511,730	171,307,754	1.2%
BARTRONICS INDIA LTD	情報技術サービス	1,255,262	170,100,249	1.2%
ABB LTD INDIA	資本財	162,666	142,343,875	1.0%
EDUCOMP SOLUTIONS LTD	情報技術サービス	42,000	137,310,049	0.9%
DECCAN CHRONICLE HLDGS LTD	メディア	1,848,816	127,795,233	0.9%
WIPRO LTD	情報技術サービス	302,000	127,288,346	0.9%
GEODESIC INFORMATION SYSTEMS	情報技術サービス	1,696,892	124,102,442	0.9%
ALLIED DIGITAL SERVICES LTD	情報技術サービス	218,900	120,908,016	0.8%
GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	ヘルスケア	468,742	117,249,618	0.8%
PRAJ INDUSTRIES LTD	資本財	1,143,650	115,658,203	0.8%
PUNJ LLOYD LIMITED	資本財	612,895	105,856,568	0.7%
TANLA SOLUTIONS LTD	情報技術サービス	1,435,464	103,804,756	0.7%
AIA ENGINEERING LTD	資本財	488,805	101,674,649	0.7%
DIVIS LABORATOR	ヘルスケア	54,521	87,847,123	0.6%
CORE PROJECTS & TECHNOLOGIES	情報技術サービス	957,695	87,595,120	0.6%
JYOTI STRUCTURES LIMITED	鉱業	780,705	86,998,131	0.6%
HAVELL'S INDIA LTD	電力・電気設備	346,614	72,888,189	0.5%
NAGARJUNA CONSTRUCTION CO	インフラ・建設	691,810	65,547,200	0.4%
MOTHERSON SUMI SYSTEM LTD	自動車・自動車部品	581,326	62,977,867	0.4%
HANUNG TOYS & TEXTILES LTD	繊維	915,629	57,278,998	0.4%
KLG SYSTEL LIMITED.	電力・電気設備	449,883	56,491,783	0.4%
ELECON ENGINEERING CO LTD	資本財	714,877	47,067,408	0.3%
SPANCO TELESYSTEMS & SOLUTIONS LTD	通信サービス	756,429	33,868,926	0.2%
AMTEK INDIA LTD	自動車・自動車部品	496,385	21,727,594	0.1%
LLOYD ELECTRIC & ENGINEERING	資本財	492,650	18,958,444	0.1%
AHMEDNAGAR FORGINGS LIMITED	自動車・自動車部品	415,287	17,950,578	0.1%
AMTEK AUTO LIMITED	自動車・自動車部品	180,087	16,767,174	0.1%
NORTHGATE TECHNOLOGIES LTD	情報技術サービス	192,412	13,686,062	0.1%

※金額の表示単位未満を四捨五入して表示しており、数字の合計金額は必ずしも一致しない場合があります。

組入比率は外国投資法人である Shinsei UTI India Fund(Mauritius)Limited の Class A 投資証券の純資産総額を基に算出した比率です。

上記の業種は UTI アセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 21 年1月末日現在です。

< 新生・UTI インドファンド >

### 【純資産額計算書】

I 資産総額	15,395,943,236 円
II 負債総額	48,338,494 円
III 純資産総額(I - II)	15,347,604,742 円
IV 発行済数量	46,368,107,192 口
V 1口当り純資産額(III / IV)	0.3310 円

< 参考 > 新生ショートターム・マザーファンド

I 資産総額	630,364,648 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額(I - II)	630,364,648 円
IV 発行済数量	623,027,781 口
V 1口当り純資産額(III / IV)	1.0118 円

## 第5【設定及び解約の実績】

	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (自平成18年12月27日 至平成19年12月10日)	55,397,030,891	14,106,467,278
第2期計算期間 (自平成19年12月11日 至平成20年12月10日)	16,184,133,707	11,041,450,428

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

